

熊取町議会委員会会議録

〔平成31年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（2月27日）〕

平成31年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（3月11日）〕

平成31年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	10

〔総務文教常任委員会〕

議案第2号 くまとり防災基金条例	14
質 疑	14
採 決	17
議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）	17
質 疑	17
採 決	21
議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）	21
質 疑	21
採 決	22
議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）	22
質 疑	22
採 決	28

〔事業厚生常任委員会〕

請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願	32
趣旨説明	32
質 疑	33
採 決	39
議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	40
質 疑	40
採 決	43
議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	43
質 疑	43
採 決	44
議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	44
質 疑	44
採 決	45
議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	45
質 疑	45
採 決	46
議案第9号 町道路線認定及び廃止について	46
質 疑	46
採 決	46

議案第10号	町道路線認定について	46
	質 疑	46
	採 決	47
議案第12号	平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	47
	質 疑	47
	採 決	48
議案第13号	平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	48
	質 疑	48
	採 決	49
議案第14号	平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	49
	質 疑	49
	採 決	50
議案第15号	平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	50
	質 疑	50
	採 決	50
議案第17号	平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）	50
	質 疑	50
	採 決	51

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成31年2月27日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成31年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(江川慶子君)皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年3月熊取町議会定例会の運営について、審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(江川慶子君)まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。総務部長(林利秀君)平成31年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては議会の進行に基づき説明申し上げます。

まず、資料2枚目をごらんください。

報告案件につきましては、補正予算の専決処分報告が1件でございます。

恐れ入ります。資料1枚目、表面をお願いいたします。

次に、予定議案につきましては、新たな条例制定が1件、条例改正が4件、工事請負変更契約の締結が1件、工事請負契約の締結が1件、町道路線認定及び廃止が1件、町道路線認定が1件、補正予算が7件、平成31年度予算が7件、合計23件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

資料2枚目をまずごらんください。

報告案件について説明いたします。

1件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年12月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費の増額でございます。

続きまして、予定議案についてご説明させていただきます。

1枚目の資料表面をごらんください。

それでは、各案件の内容についてご説明申し上げます。

1件目のくまもり防災基金条例につきましては、防災・減災、安全・安心に資するため、新基金、くまもり防災基金を創設し、有事に備えるため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例につきましては、コンビニ交付の開始に合わせ、個人番号カードを利用した窓口での印鑑証明書の交付申請を可能とするため及び自動交付機による印鑑登録証明書の交付を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、低所得者の保険料軽減に係る所得判定基準を国民健康保険法施行令の一部改正に準じて改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

5件目のひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法の一部が改正されたことにより、児童扶養手当の支給額を所得判定する期間を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）につきましては、当該工事において、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

7件目の工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）につきましては、当該工事において、工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

8件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、2路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

9件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、15路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

10件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出予算それぞれの総額に32億8,809万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、国、府支出金、町債などの確定に伴うもの。歳出につきましては、500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの並びにくまもりふるさと応援寄附金の基金への積立金となってございます。

11件目の平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算におきまして、一般会計繰入金の確定に伴う財源調整を行うものでございます。

資料裏面をごらんください。

12件目の平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に609万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、被保険者数の増等に伴う保険料の増額及び大阪府後期高齢者医療広域連合負担金の増額となっております。

13件目の平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に15万円を追加するものでございます。主な補正内容は、家族介護用品購入費助成金の不足見込みに伴うものと、平成30年度保険者機能強化推進交付金の交付額内示に伴うものとなっております。

14件目の平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出予算の総額に8万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、消費税増税に伴う債務負担行為の増

額となっております。

15件目の平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的支出において872万5,000円を増額、資本的収入において880万円を増額するものでございます。補正内容は、国の追加補正予算に係る平成30年度流域下水道建設費負担金及び企業債の増額となっております。

なお、この2号補正は、起債借り入れの事務上、3月25日までに議会の承認を得ていなければならないため、委員会付託せずに承認を得るものとしてございます。

16件目の平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出において26万5,000円を増額、収益的収入において1,839万2,000円を増額するものでございます。補正内容は、平成29年度流域下水道事業市町村負担金の精算結果に伴う返納金の計上及び人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額の増額となっております。

17件目の平成31年度熊取町一般会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ17.3%増の145億5,513万円でございます。増加要因として主なものは、中央保育所大規模改修や小学校トイレの洋式化、紺屋上橋修繕工事を初めとした投資的事業の増加、そのほかでは介護訓練等給付費や子ども医療費公費負担金などの扶助費の増加並びに防災基金創設などに伴うものでございます。

18件目の平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、平成30年度の保険給付費について、医療費の伸びが当初の見込みを大幅に上回っていることから、この伸び率を考慮した保険給付費を計上してございます。一般被保険者分の保険給付費の伸びと大阪府が算定した事業費納付金の増額で、平成31年度当初予算額は前年度に比べ7.6%増の55億3,416万4,000円でございます。

19件目の平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加等に伴い、前年度に比べ6.4%増の6億1,269万7,000円でございます。

20件目の平成31年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、被保険者数の増加及び、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費などの増により、予算額は前年度に比べ5.6%増の37億1,843万6,000円でございます。

21件目の平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、墓地返還者の実績を勘案し、使用料等還付金の減などにより、予算額は前年度に比べ4%減の1,395万6,000円でございます。

22件目の平成31年度熊取町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は9億6,685万2,000円で、前年度に比べ2.77%の減、収益的支出の事業費は9億5,047万円で、前年度に比べ1.18%の減となっております。次に、資本的収入につきましては3億3,135万8,000円で、前年度に比べ35.25%の減。資本的支出につきましては4億8,815万4,000円で、前年度に比べ24.44%の減となっております。これは施設整備費の減などによるものでございます。

最後に、平成31年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は11億3,694万5,000円で、前年度に比べ1.61%の増、収益的支出の事業費用は10億7,918万1,000円で、前年度に比べ1.17%の減となっており、これは下水道施設修繕料の減などによるものでございます。次に、資本的収入につきましては6億6,093万8,000円で、前年度に比べ1.17%の増。資本的支出につきましては9億3,599万1,000円で、前年度に比べ1.69%の増となっており、これはマンホールポンプ更新など、長寿命化対策工事費の増などによるものでございます。

なお、追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、条例改正が1件、平成30年度補正予算、31年度補正予算、それぞれ1件を予定してございます。その際には、よろしくお願いいたします。

以上で、平成31年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月5日から3月27日までの23日間といたします。

本会議の開会については、3月5日、6日、7日、8日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会の開催を3月12日に、事業厚生常任委員会を3月11日に、それぞれ開催いたします。

予算審査特別委員会の開催については、3月14日、15日、20日及び22日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては、3月11日に、議員全員協議会を3月12日に開催いたします。

以上のとおり、平成31年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月19日の正午に、会派代表質問につきましては2月25日の正午に、それぞれ通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第5 議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告についての件、日程第20 議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上の2件は、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第6 議案第2号 くまとり防災基金条例の件、日程第11 議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件、日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件及び日程第15 議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件、以上の4件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第7 議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第9 議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第14 議案第10号 町道路線認定についての件、日程第16 議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第17 議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第18 議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、日程第19 議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第21 議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件及び日程第29 請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願、以上の12件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第22 議案第18号 平成31年度熊取町一般会計補正予算の件、日程第23 議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第24 議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第25 議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第26 議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第27 議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第28 議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の7件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、平成31年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、平成31年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方には、ご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君)次に、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては、5件提出されております。

二見議員から、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書(案)及び妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)の2件、浦川議員から、放課後児童クラブの職員配置基準(従うべき基準)等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方を求める意見書(案)、鱧谷議員から、2019年10月からの消費税率10%中止を求める意見書(案)及び保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(案)の2件、以上の5件の意見書について、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回3月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、平成31年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時24分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成31年3月11日（月曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成31年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成31年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）それでは、平成31年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、ご説明申し上げます。

資料の追加予定議案の欄をごらんください。

各追加予定議案につきましては、条例改正が1件、補正予算が2件、合計3件でございます。

それでは、各案件内容について説明申し上げます。

1件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、大阪府が保険料引き下げのため、平成31年度事業費納付金の対象公費に関する項目の追加をしたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第13号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額に2億2,463万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、中央小、西小、北小のトイレ洋式化改修工事について、国の交付金2次補正の内定がありましたので、平成31年度当初予算から平成30年度補正に前倒しをするものでございます。

3件目の平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算のそれぞれの総額から2億960万円を減額するものでございます。主な補正内容は、先ほど説明しました各小学校のトイレ洋式化改修工事について、平成30年度予算に前倒し計上したことに伴う減額補正、それと、国庫補助を活用するため、老人憩の家、小谷、小垣内、翠松苑の耐震設計の追加及び制度

の内容が明らかになりました風しんの追加的対策に係る経費となつてございます。

以上で、平成31年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます追加議案の説明を終わります。

本件につきましては、3月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては、追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（江川慶子君）それでは、先日、持ち帰っていただきました意見書5件について、ご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）食品ロスについては、これは削減していくべき項目でありますので、この内容については賛同できるものと考えて、賛成の立場で発言させていただきます。

委員長（江川慶子君）ほかにございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）反対することではないんですが、食品ロスにつきましては、企業とかご商売人とか、やはりたくさんつくって、たくさん捨てて、もうけを追求するということら辺がすごく大きな問題になってくると思います。ですから、本当にきちっと調べて、どれだけの消費があって、どれだけのあれがというふうなことがちゃんと調べられてというふうなことが非常に大切だと思うんですけども、やはり各事業者は自分の利益、自分とこの利益を優先されるということで、先日も節分のときに、すごいたくさんの巻きずしがほかされていたのを見ても、やはり本当に自分のところの利益を追求するというのがこういうことを起こしているんやということを、資本主義社会の矛盾がここで出てきているということら辺をしっかりと考えていただいて、こういう取り組みを進めていただきたいという思いがあります。反対することではありませんけれども、一番そこが根本的な理由だと感じております。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書（案）も、反対ではありませんが、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施された。十分に説明をしなかったのは誰なのか。そして、誰に対してきちっとなさいと言っているのか、その辺、ちょっと教えていただけませんか。

関係者に十分な説明がないまま実施された。このことについては、どこで、だから厚生省なのかどこなのか、そこが一番の責任者だと思うんですけども、そこはどこが不十分な説明をされたん

でしょうか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）答えになるかどうかちょっとあれなんですけれども、日本産婦人科医会や日本産婦人科学会から要望を受けて、妊婦加算については通常よりも丁寧な診療を評価する観点から新設されたわけなんですけれども、実質ちょっと関係者というところがあるのかどうかわかりませんが、そこに本当に十分な加算することに対して説明のないままこのような加算が行われたことによりまして、下にもありますけれども、投薬を伴わないコンタクトレンズとかという運用上の問題が指摘をされまして、現在これは中止をされたというふうな状況であります。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）わかりました。だから、厚生労働省が凍結されたということは、厚生労働省が妊婦加算をすることを認めて、十分なことをせずに実施されたのかなというふうな感じがしますので、そこが一番の問題点だと思いますので、そのことに対しては反対ではないんですけれども、説明がないまま実施されたことでこういうふうなことが起こってしまったということは反省をしていただきたいという思いでいっぱいです。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）そのことを受けまして、しっかりと医療現場等、本当に妊婦の方が安心して診療を受けられるようにという意味でもってのやっぱり意見書になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）賛成したいと思います。今でも大変な仕事を先生方はなさってくださいますので、事業者とか利用者とか、仕事に当たっていただいている方々の意見をしっかりと吸収していただいて、基準が守られるということを願っております。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の2019年10月からの消費税率10%中止を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）消費税10%を中止ということですが、消費税10%にすることによって、社会保障等、また幼児教育の無償化等の財源として積まれるということもありますし、低所得者ほど負担の重いのが消費税であるというところがありますが、ここも軽減税率を導入して、食費に係る部分を少しでも軽減していこうというふうな措置もとっておりますので、このことに関しては反対とさせていただきます。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この消費税10%に上げることについて、教育の無償化などおっしゃっていますけれども、今の政府のやり方で消費税を上げて、今までずっと三百何兆円かというお金が集まっているんですけれども、少しも福祉はよくなってきませんし、子どもの教育の無償化にしましても全部が全部消費税で回るわけじゃなくて、自治体も負担をしなくてははいけませんし、無償化に関しては本当に大事なことだと思いますけれども、今の軍事費の伸びなんかを抑えることができれば子ども

たちの教育の無償化はできると思いますし、今度の消費税で本当に問題なのは、いろんなことが言われていまして、本当にこれを実施していいのかというふうな感じのところもたくさんあります。中小企業なんかでも1,000万円以下のところは消費税を払わなくてもいいということにはなっているんですけども、消費税を払っているか払っていないかという証明書を出すということで、証明書のあるところは大手企業なんかで取引ができて、その証明書が出ないところはもう取引ができないというふうなことが起こってきそうです。そういうふうになったときには、たくさんの中企業が潰れていくだろうと言われていまして、今の実質賃金というのは少しも上がっていませんので、実質賃金が上がってない中で、これ以上、幾らいろんな手だてをしても消費税が上がるということで、町の行政も、先日も委託した墓の業者なんかにも消費税の上乗せ分をとというふうなことで起こってきていますので、消費税を上げることで、もうかるのは本当にたくさん電算会社というんですか、電算会社はいろんな所で消費税のプログラムを変えていくというということで、本当にもうかっていくのはそこしかないんじゃないかなと思うぐらいに思われます。あとのところは全部損してしまうというふうに感じますので、ぜひ中止していただきたいというのが私の意見です。反対があるので、だめだとは思いますが。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

最後に、5件目の保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）についてご意見を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この保険できく範囲の拡大というところと、そして、保険でよりよい歯科医療を実現のための必要な施策を講じるということが載っているんですけども、ちょっと具体的にここには何も書かれていませんので、ちょっと考えるところによると、これ、インプラントであったりとかセラミックの歯であったりとか、高額なものも保険でというふうになるのかなと考えたときに、ちょっとそうなると、保険でとなる、皆さんにかかってくる保険代の増加になるのではないのかなというふうなことも思いますので、ちょっと賛成はしかねます。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、平成31年3月定例会閉会から平成31年4月30日までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成31年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。二見委員。

委員（二見裕子君）先日の会派代表の質問の折、江川議員のほうから通告にない質問をされたということで答弁も求められたということと、それと、その件に関しまして、議長もそれをとめずに、そのまま運営をしてしまったというところ、町長のほうからも議会で発言がありましたので、その辺、最終の議会の日に謝罪をするものではないかなというふうに考えます。今後の議会運営を考えたときに、やはり通告をせずして発言をしたということは問題ではないかなというふうに考えます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ここで、議事の都合により、一時議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長（浦川佳浩君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたしま

す。江川委員。

委員（江川慶子君）先日、会派代表質問の中で、ダブル選挙に絡んで急にお二人が大阪府の知事と市長が辞任されるということが起こりましたので、維新である町長のご意見をもしよろしければ、通告がないので、よろしければ最後にお話ししていただければと、そういうふうな声のかけ方をさせていただきます。通告していないので回答は強制ではなく、ないのかなと思っていましたら、自分からお話しされたということでもあります。通告外でありますのに、そこを答えていただいていたなと思っております。本来なら通告するのが、二見委員がおっしゃるとおり、やるのが本来の姿だと思えますが、そのときの状況の中で、ぜひここは答えていただきたいと思ひまして質問、質問じゃないですね、ちょっと一言、言わせていただいたといういきさつでございます。

以上です。

副委員長（浦川佳浩君）二見委員。

委員（二見裕子君）結果的には答弁というふうな形になってしまったのかなというふうな部分もあって、町長のほうも抗議をされたわけですので、江川議員の中の話の中で、私はこう思うという話が前段での話であれば問題はなかったのかもしれないですが、やはり答えていただけるのならというふうに言われたということは、やっぱり答弁を求めたということになるのではないのかなというふうに思われますので、やはり議会運営という部分におきまして、そこら辺のところはきちっと分けて考えられたほうがいいのではないかなというふうに思います。

副委員長（浦川佳浩君）議長のほうから何か見解お願いいたします。

議長（坂上巳生男君）私は、そのときの判断というのは非常に微妙なものでして、江川委員もおっしゃったように、町長は別に答えなくてもいいという程度、程度とおかしいですけども、答えなくてもやむを得ない、通告外でもあるし、別に町長に事前にそういうこと言いますよという内々の話もしていない中で、急に降って湧いたように見解を求められたわけですから、町長が通告外ですので答える必要はありませんという形で無視するかなと思って私は、最後に江川委員がもし答えていただければということでは意見を求めたときに、私は町長の様子をうかがっておりました。そのときに、私から答弁せよみたいなことを言わなかったんですけども、町長の様子を見ていたら、手を挙げて発言する意思を示されたんで、それであればということで町長に発言を許可したといういきさつです。

だから、その判断がよかったかどうかというのは、私はちょっと微妙なところなんですけれども、その辺はまたちょっと検討した上で、最終日に何らかの発言をするかどうかはまた検討したいと思ひます。

副委員長（浦川佳浩君）二見委員。

委員（二見裕子君）内容云々ということよりは議事の進行という部分のところ、やはり通告していないところが私は問題かなという。内容云々というところよりは、その運営という部分のところをしっかりと見ていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

副委員長（浦川佳浩君）坂上議長。

議長（坂上巳生男君）通告外ということで言えば、これまでも質問の展開の中で通告外のところに踏み込んで質問して、なおかつ理事者側が答弁するというパターンは幾らでも見られたわけです。幾らでもと、そんな頻繁ではないですけども、過去の議事録を見ていただいても、通告外の質問をして通告外の答弁をいただくというパターンはありました。議会の本来の趣旨からすれば、通告外の質問をしてはいけないという規定は何もないんです。これは議会のいわば申し合わせ事項ということで、議会の内規として質問通告をして、答弁していただくということになっておりますが、通告外の質問をしてはいけないというふうな、そういう法的な規定はございませんというふうに私は認識しております。

だから、一般質問というのは、基本的にはあらゆることで、どんな質問もできるわけですから、

通告外の質問に対して基本的にはそれは避けるべきですけれども、したときにそれを理事者側が答えてはいけないという規定もないし。だから町長が答えるということを示したら、それは答えていただいていたかなというふうには私が判断したわけでありませう。

副委員長（浦川佳浩君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 黙ってしようと思っただけですが、そういうふうな通告が、関連質問でそういうふうな通告にないようなところの範囲が上がるということはあるとは思いますが、冒頭にそういうふうなお話あったので、そこで何でとめへんかったんかというふうなことが多分おっしゃっている趣旨なのかなというふうに思ったりしますんで、そのとめなかった理由は何やったんですかというふうなことを聞かれているのかなというふうにはちょっと思っています。だから、ちょっと質問と答えが少し違っているのかなというふうには思いましたが、どうしてとめなかったんですかというふうなことを聞かれているのかなと思っています。

副委員長（浦川佳浩君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 今回のことで皆さんにちょっといろいろ不愉快な思いをさせてしまって申しわけないなと思います。ただ、住民が一番関心のある時期でしたので、一言ここで発言させていただきたいということで、質問の前段で自分の持ち時間の中で発言させていただきました。そのときの状況によって、例えば震災が起こったりとか、何かこう大きな事件があったとか、住民の関心事の出たときに、一言を言うということは今までもよくあったことだと私は認識しておりますので、通告でなければ意見として伝えた後、答弁は求めないという形では今までもあったかなと思って判断いたしました。その点については、ちょっとまた皆さんに不愉快な思いさせたのであれば申しわけないなと思うんですが、これは各議員それぞれのいただいた時間の中で、どのように使うかというのはその議員に任せられている部分でありますので、そこは認めていただきたいなと思っています。

副委員長（浦川佳浩君） ほかにご意見のある方、いらっしゃいますか。佐古委員。

委員（佐古員規君） いろいろお話ししているんですけども、これ、一応ルールということで通告というのがあるのかなと思っていますので、もちろん質問の中で外れてしまって通告外になることは多々あるかもしれませんが、ですけども、それを答弁もしよしかつたらというふうに求めておいたこともありますので、その辺やっぱり一定のルールというのは決まっておりますので、これ、理事者と議会とのルールかなというふうには思っています。ですから、それは重んじるべきかなというふうには感じております。

以上です。

副委員長（浦川佳浩君） ほかにご意見ないでしょうか。

それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（江川慶子君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、3月14日以降の配付を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時02分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成31年3月12日(火曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	佐古員規	副委員長	坂上昌史
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	服部脩二
	委員	坂上巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	南和仁
	企画部理事	明松大介	企画部理事兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	総務部理事	阪上章
	住民部長	藤原伸彦	住民部統括理事	吉田潔
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本雅隆
	都市整備部長	泉谷徹	都市整備部理事	阪上敦司
	都市整備部理事	大西宏	会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり
	上下水道部長	山戸寛	教育次長	貝口良夫
	教育委員会事務局統括理事	吉田茂昭	教育委員会事務局理事	野津恵
	政策企画課長	橘和彦	危機管理課長	白川文昭
	総務課長	原田哲哉	人事課長	道端秀明
	税務課長	阪上高寛	収納対策課長	堀口卓也
	契約検査課長	井口雅和	産業振興課長	奥村光男
	環境課長	島尾学	環境センター所長	椿原康雄
	介護保険・障がい福祉課長	野原孝美	介護保険・障がい福祉課参事	根来雅美
	保険年金課長	野津博美	まちづくり計画課長	馬場高章
	道路課長	山原栄次	水とみどり課長	庭瀬義浩
	学校教育課長	松浪敬一	生涯学習推進課長	立石則也
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

議案第2号 くまとり防災基金条例

議案第7号 工事請負変更契約の締結について(平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事)

議案第8号 工事請負契約の締結について(熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事)

議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第12号)

委員長(佐古員規君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ます。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

(「10時00分」開会)

委員長(佐古員規君) それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。

藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長(佐古員規君) 補足説明なしと認めます。

以上で、補足説明を終わります。

初めに、議案第2号 くまとり防災基金条例の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) それでは、防災基金条例について質問させていただきます。これについては先般の議員全員協議会でも一定の説明はございましたが、防災基金条例、こういう基金条例を設けている自治体は極めてまれであるというふうにも、そういうふうな説明もありましたが、まず、大阪府下で防災基金条例を設けているところがあるのかどうか、あればどの自治体が設けているのか。

そして、議員全員協議会でも説明ございましたが、10億円というふうに定めたことの根拠、そしてもう一点は、第1条で、防災基金の設置の趣旨、そしてどういうふうな経費に充てるかというふうなことを限定的に定めているわけなんです。が、「応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため」と、それ以外の用途は定めていないわけなんです。が、応急対策及び復旧に要する経費に限定したその狙い、趣旨、その点についてご説明願います。

委員長(佐古員規君) 白川危機管理課長。

危機管理課長(白川文昭君) すみません。まず、1点目の大阪府下の設置の状況でございますが、先日、議員全員協議会でご説明させていただいた後にも、府のほうから、大阪府下のほうからも情報をとってございまして、一部変更というか、その後の状況がわかりましたので、ご報告させていただきます。

防災・減災等に関する基金としましては、府下では9団体が設置されてございます。ただし、熊取町と同様に災害発生後の対策に充てる基金といたしましては3団体が設置されてございます。その3団体は、本町と同様に災害の発生後の応急・復旧に充てる基金として設置されてございます。その他の設置されている団体につきましては、平常時からの防災対策とか、あと安全という言葉でもくられておりますが、防犯対策等に平常時から使われる基金として積み立てておられる団体が残り6団体とございます。すみません。災害発生後の対策の防災基金といたしましては、大東市、災害対策基金、それから交野市、災害対策基金、能勢町、災害対策基金が、発生後の対策として、昨年の北部地震、それから台風等で活用されているというふう聞いてございます。

それからあと、防災、それから安全ということで、平常時から防災・防犯対策として基金を設置されている団体につきましては、枚方市、それから寝屋川市、池田市、貝塚市が平常時からの防災対策として基金を積み立てられているという状況です。

あと、災害救助金として被災者支援に充てられるというところで積み立てられている団体につきましては、同じく枚方市がもう一本持たれていまして、大阪市、高槻市、八尾市、摂津市がそのよ

うな形で防災基金を積み立てているというふうに確認をさせていただいております。

続きまして、すみません、10億円の根拠でございますが、これにつきましても議員全員協議会でご説明をさせていただきましたが、昨年の台風被害、それから7月豪雨、それとあと北部地震に係ります本町の補正予算化対応したものが約8億6,000万円というふうなご説明をさせていただいた中、急遽の災害時に対応する費用としまして8億6,000万円から10億円という数字を導き出してございます。これにつきましては、ふるさと応援寄附から、住民の生命や財産を守るという姿勢ということで、住民の皆様は安心、保険という意味も込めまして8億6,000万円から10億円という数字を導きまして、インパクトのある基金という形で創設をさせていただくものでございます。

続きまして、第1条の趣旨でございますが、先ほど8億6,000万円というご説明をさせていただいたように、災害時、突発的にまずはお金を、現金を用意して復旧に当たるという中で、積立額の10億円を活用するという意味で、災害時の応急・復旧に係る費用として積み立てるという考えで設置したものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、第1条で「応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため」ということで、ここにこういうふうに書いてあるので、そのことを繰り返して別の表現でご説明いただいたという感じに受け取ったんですが、重光議員の先日の質問にもございましたけれども、結局、災害復旧のために多額の費用が発生するということの備えとして10億円を基金として設定すると、それはそれで意義のあることかと思うんですけども、10億円という熊取町の予算規模からすればかなり大きな金額ですので、これに限定する必要もなかったのではないかとこの気もいたします。もちろん、10億円の基金があるからといって、それを安易にいろんな方向で使えばどんどん減っていきますので、これは応急対策及び復旧に限定するというふうな意味合いもわからなくもないですけども、例えば、若干柔軟性を持たせて、条項の中にその他というふうな表現をつけ加えておくとか、経費の財源その他に充てるためとか、そういうふうな柔軟性を持たせた表現ということもあり得たのではないかとこの思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）防災に係る費用といいますのは、その他というか、事前の対策とかのことを委員おっしゃっているのかもわかりませんが、その辺については、どの市町もそうなんです、こちらの防災基金だけではなく財調もございまして、そちらのほうでの対応というのはこれまでも町のほうでも対応させていただいたように、こちらの10億円につきましてはあくまで災害時、発生したときの直後の対応費用というところで考えてございます。事前の対応につきましてはこれまでもどおり、必要な費用につきましては財調のほうなり一般会計のほうなりの執行という形での対応という、この表現がいいのかどうかわかりませんが、実際に昨年度、8億6,000万円の費用が一旦熊取町で応急復旧として必要になったと、今後も本復旧に当たりましては必要な費用というのはいかかってまいります。熊取町の財政規模からすれば大きいというご意見でございますが、実際に昨年、8億6,000万円、一気にかかっているという現状がございますので、今後そのような災害に備えるという意味で復旧・応急対策のために10億円を積み立てるというところで、予防的なものにつきましては一定必要な予算は別で計上していくという考え方になろうかと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）さっきの坂上巳生男委員の質問の中での答弁で、大東市、交野市、能勢町は同じような基金があるということやったんですけども、その基金の額は幾らですか。

委員長（佐古員規君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）当初、大東市さんのほうで設置されているのは5,000万円でございます。

すみません。直近の基金残高、29年度末で大東市が6億4,800万円、交野市さんが2億円というこ

とになっています。すみません。私説明させていただいた、当初基金設置された時点では5,000万円の積立額を大東市さんはされておりまして。直近の額としましては6億4,800万円まで増額をしているという状況です。交野市さんにつきましても、2,300万円の基金積立額から始まりまして、現在2億300万円。能勢町さんにつきましても、当初基金設置3,000万円から、29年度末としまして2億4,900万円という状況です。先ほど大きい数字で29年度末の数字を私説明させていただきましたが、30年度の災害によりまして30年度末見込みを確認させていただきますと、交野市さんにつきましても2億300万円から、30年度末見込みの基金残高8,900万円まで落ちているというふうに聞いてございます。交野市さんにつきましても、2億300万円の29年度末基金残高から、30年度見込み額は8,900万円。すみません。そうですね。能勢町さんが2億4,900万円から7,900万円。これ、大阪北部地震等で数億円のお金をこちらの基金から使用しているという状況の形で、30年度末には基金残高が減っているという状況でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）今、聞いた額で、熊取町の予算規模からすると10億円というのはなかなか大きい額やなと感じたんですけれども、先ほどの坂上巳生男委員も、一般質問で重光議員もおっしゃっていましたが、10億円を災害復旧に固定してしまうというのはちょっとリスクが大きいのかなというふうに私も感じる場所です。先ほど坂上巳生男委員のその他というふうに入れてもいいんじゃないかというのも一つの手かなとも思いますけれども、やはり10億円を固定してしまうのは、何も10億円も要らないだろうという話ではなくて、10億円要るときは要るんですけれども、最初から災害復旧に充てるための10億円をこの時点で固定してしまうというのはかなりリスクが高いと思うんですね。ほかにもやらなければならないこともいっぱいあると思うので、もうちょっと何かフレキシブルに使えるような形に修正していただくのであれば修正していただきたいなと感じるところですけれども、まだそういうお考えはないですか。

委員長（佐古員規君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの分につきましては重光議員のご質問でも答弁させていただきましたが、先ほども申し上げましたとおり、10億円の根拠につきましては、8億6,000万円というのは確かにあるんですけれども、ただ、住民の生命・財産を守るという意気込み、姿勢、また住民の皆様の安全とか保険とかということで、一定インパクトのある額、姿勢を示すために10億円という額を設定させていただきました。

ただ、重光議員からも5億円程度が適当じゃないかなというようなご意見もいただいたところなんですけど、これにつきましては、実際に条例の第2条をごらんいただきますと、「一般会計歳入歳出予算で定める額」ということで、額を10億円というふうに固定してございません。つまり、絶えず10億円をキープしていくというたてつけではないということでございます。

また、今後災害が発生することによりまして、当然、当該基金のほうは目減りしていくことになりまして、また目減りした基金に対する今後の積立額につきましては、そのときの財政状況などを総合的に判断して決定していくということになっていくものというふうに考えております。

また逆に、幸いなことに10年、20年、30年と大きな災害が発生せずにこの基金を活用せずに済んだ場合、この場合につきましては、そのとき、財政状況、坂上副委員長がおっしゃっているようなその他必要なときが、財政が逼迫するようなそういった状況が出てまいりました場合は、当然、そのときの判断として条例改正などを行って柔軟に必要な経費に充てていきたいというふうに考えておりますので、この10億円につきましては、確かに38億円の4分の1程度を充てさせていただくんですが、一定今後の住民への財産を守るという安全・安心の備えということでご理解いただきまして、ただ、固定というものではなくて、その後、財政状況等々一般財源のほうが悪くなってきた場合は、そのときの災害の発生状況等にもよるんですが、柔軟に対応していくというような、そういったご理解を議員の皆様には持っていただきまして、この10億円につきましてご可決賜りま

すようお願いしたいというところがございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第2号 くまとり防災基金条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）工事請負変更契約の締結についてなんですが、これにつきましては本会議の中で議案についての説明が行われました。そのときに、重光議員よりの質問があって一定やりとりもあったわけなんですが、その説明においても幾分わかりにくい点がございましたので、再度、この変更契約が発生したその理由について、もう少しわかりやすく説明願えたらと思います。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今回の変更の大きな変更理由、変更点についてでございますが、大きく3点ございます。

まず1つ目としましては、工事用道路の法線の変更がございます。こちらにつきましては、議案書の後ろにつけております図面のほうを見ていただければ、ピンク色の分界紙の後ろ、資料5を見ていただければわかっていただけるかと思いますが、上が変更前、下が変更後になります。こちらにつきまして、当初、アンカー工の施工といいまして、未被災部分にも今後崩壊しないようにということでアンカー工の施工を考慮し、進入路の法線というのを決定しておりました。こちら、工事発注後、施工性等も考慮して再度検討を行ったところ、今、当初では2カ所、進入路が折れているんですが、それを1カ所少なくすることによって資材の搬入や工事の施工性も向上するということと、あと、考慮していた分のアンカー工にも特に支障はないということと、あと、安価になるということから法線を1点折れ点をなくして1カ所の折れ点という形での工事用道路の変更をしたものが、まず1つございます。

2点目としましては、工事用道路のくい橋脚の施工方法の変更になります。これはどういうことかといいますと、工事用道路のくい橋脚の施工につきましては、当初、アースオーガーという工法でもって施工する計画をしておりました。ただ、工事着手に当たり、請負業者やくい打ち屋の専門業者といろいろと協議を行ったところ、当初の工法では、機械設置位置から6メートル先、この進入路の橋が6メートルピッチで打つ必要がございますので、6メートル先のくい橋脚の施工が困難であるということが協議の中で判明してきました。この結果、くい橋脚の施工方法を6メートル先まで施工できるアンギラス工法という工法に変更したところでございます。

3つ目の変更点としましては、工事用道路の積算の欠漏部分の計上になります。工事発注時の積算に当たりまして、工事用道路の覆工板及び鋼材の設置、撤去費用等の計上が欠漏していたところで、今回の変更で計上させていただいているものでございます。

以上3点が今回の変更の大きな変更理由というところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）こういった工事は、実際工事が進み始めて、いろんな事情で変更になるということとはあり得ることなんですけど、3点目の、これもよくわかりにくいですが、何か積算に欠漏部分があって、要するに漏れていたということなんですけど、それは入札の段階ではわからなかったんでしょうか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）今回のこちらの物件については、入札については制限付一般競争入札ということで、公告を行って一般の業者を募ってございます。こちらの積算の内容につきましては、参加業者からの質疑の時点で内容というのは大きな枠としてはつかんでございました。その中で回答を行います、設計書なり入札関係図書を送った業者から、質疑の期日を設けて、期日を設けて回答してございます。そちらの中では、この事実については確認の上で入札参加をしていただいております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）確認の上でというのがちょっとわかりにくいんですが、漏れているということは確認した上で入札を認めたんですか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）業者からの質疑がございまして、その中でいろんな質疑がありましたが、こちらの積算の件についても質疑がございました。そちらの回答の中で、未計上ということで回答をするんですが、質疑をした業者だけではなくて、全ての業者にそちらは告知した上で、対応策も回答した上で参加していただいております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）もう一つよくわかりませんね。釈然としないというのは、結局、積算において一部漏れていて、後でこれ抜けていましたよということで金額が上がるというのは、それは入札の仕方としては、そういうのを安易に認めてしまうと、これからも入札の段階で、現在は最低制限価格での落札というのがほとんどですから、一部漏らしておいて最低制限価格でオーケーだと、契約になった段階で、これ漏れているからあと追加お願いねということで契約変更というのは、それではちょっとぐあい悪いんじゃないかと思うんですけども、その辺、もう一度納得のいく説明していただけますか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）すみません。わかりにくくて申しわけございません。工事の請負については、我々熊取町が発注者として、請負業者さんが受注者という形です。それで、今回は質疑の段階でそういう計上漏れがありました。これは一例ですけれども、工事発注後においても、そういう見るべきものが見れなかったという場合も発生する場合がございます。そういうことについては、発注者、請負者の間で契約書において、明らかに漏れているものについては協議の上で確認をしましょうと、その上で発注者のほうでの漏れである場合は変更とする対応をするということで、それは契約約款、標準約款のほうでは記載をしております。今回の場合は、たまたま発注した時点において、業者さんも設計書と図面を突き合わせる、その質疑の中で発見された。それを黙って熊取町のほうがそのまま執行して、いやいや、あんたたちがこのまま受注したんだから全てやったださいという取り扱いではございません。明らかに漏れているものについては、当然、後に協議の上で計上すると、そういうことは契約のほうで決められてございますので、今回の執行についてはしたという状況でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ほかの入札参加業者はどうだったんですか。ほかの入札参加業者においても同じような条件だったのか、それともこの受注した業者だけが欠漏していたのか、その辺はどうなんで

すか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）今回の状況から説明いたします。10者のほう、入札参加の申し込みがございました。その中で函書を10者のほうに送ってございます。その後3者から辞退を受けまして、質疑を受けたのは1者でございます。通常の指名競争入札でありますと、例えば1業者から質疑を受けた場合、10者指名しておれば10者に回答書を送付します。それはどなたが質問したかは伏せてございます。こういう質問を受けました、それを全者に告知します。今回の制限付の場合はホームページで告知するという内容で公告してございます。質疑を1者から受けました、その内容についてはホームページのほうで告知するということがアナウンスしていますので、全ての業者が知っている状態で参加いただいたという経過でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）だから、その1者とやりとりしたというのがこの受注した業者ですね。質疑を受けたというのはこの受注した業者のことをおっしゃっているんですね。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）結果としては、質疑をした業者が落札業者ではございません。今回、10者参加があって、3者が辞退の7者の応札なんですが、そのうちの6者が最低制限価格での応札で、落札候補者を抽せんで決定してございます。抽せんで1位になった業者は質疑をした業者ではございません。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そしたら、積算の欠漏部分についての事前の認識を明白にしていたのは、この受注業者ではないということなんですか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）はい、別の業者でございます。

委員長（佐古員規君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）教えていただきたいんですけども、ちょっと基本的なことになるのかなと思うんですけども、落札候補者順位というのが1位から7位までこの調書には書かれているんですけども、普通落札されたらそこだけというふうにはなるのかなと思うんですけども、これはどのような理由ですか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）こちらは制限付一般競争入札方式ということをとってございます。それには、入札参加資格の要件としまして、今回の場合であれば発注額が1億円を超えていまして、資格としてはほぼ同額の1億5,000万円の公共工事を受注した実績のある方というのを要件にしております。1番の要件は、熊取町に登録のある土木のA等級、かつそういう実績のある方はエントリーしてくださいと、そういう方が今回10者エントリーしていただきました。そこで同額の最低価格が並びましたので、順位を決めます。なぜ順位を決めるかというと、その施工実績の事実を確認するために入札の翌日に事後審査を開きます。その時点で、業者側よりうちに示した実績調書のあかしとなる契約書、図面、あと、工事登録等されるコリンズという建設工事の受注については登録完了をあかす書類がございまして、その辺を全て提出いただいて、それが確認されれば1位の方が受注者としてなります。今までそこで二番手の人にいったことはございませんが、もしその事実確認がとれないとなれば順位2位の人が落札候補者となって審査を受けます。そういう手順となります。以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）積算の時点で覆工板と鋼材の費用が抜けていたということの経緯は何やったんですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、坂上委員がおっしゃられている経緯についてですが、まず、設計書の作成につきましては、うちに限らず熊取町では積算システムというシステムのほうを使っております。この設計書というのの構成につきましては、設計書のかがみ、あと本工事内訳書、内訳書、代価表によって構成されております。

まず、内訳書を作成するに当たり、ブロック積み工だとか大型ブロック積み工、工事用の仮設道路工とか、工種別に内訳書をつくっていくことになります。作成するに当たっては、各工種ごとに必要な資材の数量やその資材の金額を手入力によって行うとともに、ブロック積み工等に係る人件費等については、その下に代価表というのがあるんですけども、それを手入力により作成し、それらが内訳書に反映され、各工種の直接工事費が算出されるものとなってございます。各工種の内訳書が作成できた後、それらの合計が直接工事費となりまして、直接工事費に各諸経費等を計上しまして最終工事価格、それに消費税が乗りまして工事費というふうになっていくものです。

今回欠漏いたしましたところは、内訳書において覆工板及び鋼材の設置及び撤去費等の計上が内訳書の作成時に一部欠漏してしまったもので、その辺が計上漏れ、というか見逃していたところというのが原因で今回抜けてしまったというところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）発注に至るまでに積算は何人が確認して、最終誰が判こを押さないと発注に至らないんですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）まず、実際積算システムを使う人間はほとんど1人になります。その後、それが仕上がったものについては、校合といって歩掛かりが間違っていないかというのと、計算を間違えていないかという検算と、2人がチェックすることになります。その後、決裁のあれで、グループ長、課長補佐、課長、理事、部長というふうな感じで、ずっと中身のチェックをかけていくようなシステムになってございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）それだけの人数でチェックしたにもかかわらず、これだけの額の部分が抜けていたというのは何でかなというのは、今はわからないんですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）坂上委員おっしゃるよう何で抜けていたかと言われますと、ちょっとその辺があれなんですけれども、チェックしていった中で、どうしてもその辺の計上が、手間が抜けていたり材料が抜けていたりというところが実際あったものでございます。その辺はちょっと申しわけないところなんです、そういうところが抜けてしまったというのが今回の現状でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）確かに、たくさん的人数がチェック漏れしたということに関しましては、深くおわび申し上げたいと思います。

ただ、そのチェックの仕方なんですけれども、先ほど課長のほうから申し上げました、担当者がまず入力を行います、その後、検算者、校合者がチェックを行います。あと、グループ長から各部長までの決裁につきましては、当然、代価表を含めますと設計書にして何百枚という数になってくることではございますので、これをグループ長から各部長まで一枚一枚チェックというのはちょっと物理的にも大変なことから、今までは要所要所、最終の金額がきちっと内訳書が本工事に上がってきているとかいうのは、各それぞれの課長の段階、私の段階、部長の段階、それぞれ要所を決めて今まではその要所をチェックしていたというところでございます。

今回、このようなことございますので、今後このようなことがないように、工事に必要な代価表が内訳書に確実に積み上がっているか、これらも含めて我々も漏れのないようにそれ以降は進めてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）今後、これだけの額とかが抜けることないようにお願いしたいんですけども、その人数の人全員が一枚一枚チェックするということなのか、新たな改善案があるということなのか、どちらですか。

委員長（佐古員規君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）確かに、おっしゃった何百枚を一枚一枚というのがちょっと不可能なところもございますので、そこから抽出した形での我々のチェックになってくるかと思えますけれども、それを再度、慎重に実施していきたいなというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この工事を落札した堀井建設株式会社について、わかる範囲の説明をしていただけますか。

委員長（佐古員規君）井口契約検査課長。

契約検査課長（井口雅和君）こちら堀井建設株式会社ですが、本店がつばさが丘北でございます。資本金が2,000万円、営業年数が13年でございます。持たれている建設業許可は幅広く、土木、建築、大工、左官、とび、石、屋根、タイルなど、たくさんの許可もお持ちです。それも全て特定建設業許可でございます。職員数については17名でございます。

本町での過去の実績でございますが、平成29年度においては準用河川見出川災害復旧工事、若葉地区のちょうど北のところですかね、あそこの災害復旧を受注して完了してございます。同じく平成28年度におきましては庁舎改修工事を受注され、完了してございます。

直近でございますが、大阪府の実績がでございます。大阪府泉南府民センタービル、こちらの改修、今現在、施工中で受注してございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）資料を見させていただきますと屋根が全部悪くなったように見えるんですけども、全部飛んでしまったように見えてしまうんですが、どのような状態で改修されるのかご説明お願いできますか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）南中の屋根なんですけれども、9月の台風21号でかなり被害を受けたわけなんですけれども、全体的に傾斜屋根になっておりまして、屋根の素材がアスファルトシングル瓦という形になっておりまして、校舎、あと体育館、武道館、あとプールの管理棟の屋根の瓦が全体的に飛散したという状況になっております。特に台風が南風でしたので、ちょうど学校の前面道路側の向きの屋根のほうがかなりひどい状態で飛散をしております、北側の屋根も一定飛散しているという状況の中で、今回、全面的にやりかえるというところの判断をしたところでございます。以上でございます。

委員長（佐古員規君）いいですか。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）ちょっと内容だけの確認です。11ページ、財産収入で土地売払収入が出ているんですが、どこの土地なのかということをお願いします。

委員長（佐古員規君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）土地売払収入につきましては、水路等の公有財産の払い下げに伴う土地売り払い代金となってございまして、今回は大久保南3丁目初め5カ所の払い下げを行ってございまして。面積にしますと合計で485.84平方メートル、金額で218万2,570円ということになってございまして。以上です。

委員長（佐古員規君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）11ページのところで財政調整基金の繰り入れ額が補正されております。補正前の額が2億8,525万7,000円、補正された後の額が1億6,119万9,000円ということで、財政調整基金入金が減額補正されているんですが、これに関連して先日の本会議の代表質問の中で江川議員のほうから今年度の決算見込みということいろいろと質問した折に、財調の繰り入れ額の見込みについて、要するに取崩し額の見込みですね、それがたしか4億2,000万円ぐらいであったかと思うんですが、この数字の違いというのはこれはいかがなものなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）先日の会派代表質問の際に、財源不足分の調整として、その時点は財政調整基金一本でまず財源不足を調整するというご説明させていただいたんですけれども、現状、この予算の中で申し上げますと、基金繰り入れということで財源調整でまだ入っている分が別途ございまして、ちょうどその上の公共も1億3,200万円なり載っています。それとあと、30年度当初予算ですと2億円初め財調積んでいたのが、9月補正ではなくなっているんですけれども、くまとりふるさと応援基金でまだ2億円残っていますので、そのあたりを全部足しますと、先日ご説明したよりは大きい金額が財源調整としてまだ残っているというような状況でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）いいですか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっとわかりにくいんですが、もう一度説明していただけますか。ちょっとわかりにくいんですけども。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）先日ご説明した決算見込みなんですけれども、収入の全体額と、それと歳出の全体額をまず総計出した中で、通常、熊取町の独自の考え方なんですけれども、基金繰り入れてでも黒字化すると、それを1つの目標としていますので、その中で見込みを立てております。そうしたときに、歳入と歳出の差が、前回の説明の中では財調一本だけでご説明させていただいたような形なんですけれども、現状、そのときにふるさとの分で幾らとかいう形で分散すればよかったんですけども、そのあたりの基金繰り入れの状況がこちらでもまだ12月の現状では、今、ふるさととか公共、財調で幾ら幾ら幾らという形でご説明しておけばわかりよかったんかとは思いますが、現状、今の熊取町の一般会計の予算上では財源調整分として都合3種類の基金でまだ残っているというような状況なんです。見込みでは一本でご説明したので、どれぐらい足っている、足っていないかがわかりよいように一本でご説明したというところなんですけれども、現状としては、基金繰入金の中で大きなところでいきますと、財調と公共、あとふるさとも載っていますので、そのあたりを比べますと、結果、まだ繰り入れる金額のほうが予算上は大きいので、そのあたりの整合性はとれているものかと考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかったような、わからないような感じなんです。補正予算のこれを準備する時期と、会派代表質問の質問通告に対して答えを準備する時期との前後関係でいえば、会派代表質問の答弁を準備するほうが恐らく後だと思うんですけども、こちらのほうが先に準備されていたんではないかと思うんですけども、だから財調の繰り入れ額が何か意図的に数字を大きく示されたのかなというふうな、そういう変な勘ぐりをしてしまうんですけども、その質問についてはそれだけにしておきます。

もう一点質問させていただきます。15ページのところで、被災経営体育成支援事業補助金、農林水産業費のところ被災経営体育成支援事業補助金が大きく減額されております。補正前の額に比べると大幅に減額されて半分以下に減っておるんですが、これについても議員全員協議会で説明があったかとは思いますが、これについて再度ご説明願います。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません。被災経営体育成支援事業補助金のほうの減額の件でございますが、この事業につきましては、平成30年台風第21号で被害のありました被災農業者を国が支援するということが決まってから、短期間で府から町に対しまして要望額の調査というものがございました。

これを受けまして、農業者およそ540名の方に対しまして緊急で要望調査のほう行いまして、平成30年10月18日期限で電話による回答を受け、67経営体、事業費で2億9,700万円の要望額というものはじき出して大阪府のほうに報告をしたところでございまして、この額で12月補正のほうを計上したところでございます。

その後、大阪府から、事業対象となる条件、被災証明書が必要であるとか写真が必要であるとか、あと被災前に農業経営をしたことを証明する書類が必要でありますとか、あるいはタマネギ小屋等で建築確認等各種法令に基づき許認可が必要な場合にはその許可を得ることなどの条件が示されたところでございまして、これらを説明するために11月28日に被災農業者を対象とした説明会のほう開催し、その旨を説明した上で、12月10日を期限とした計画申請に向けた書類の事前の提出を受けたところでございます。その結果としまして、38経営体で事業費が約1億3,100万円というふう

になりましたので、歳入歳出それぞれ記載の額を減額したということでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、数字、ちょっと正確に聞き取れたかどうか怪しいんですが、当初の段階では67名の方だったんですか、それが最終的には38経営体に減少したというふうなことかと思えますけれども、先ほどのご説明の中でタマネギ小屋の何か条件が厳しくなったように聞き取りましたが、タマネギ小屋の件についてもう少し詳しく説明していただけますか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）大阪府から示された条件でいきますと、タマネギ小屋等を含まず、いわゆる農業施設につきましては、適法な建築物であるという確認が必要であるというところになりましたので、それらの証明書というものが今回の補助金を申請するに当たり必要であるというところが条件に加わったといったところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）一般的なタマネギ小屋は建築確認もとっていないというんか、法律上の条件に合致しないようなそういう建物がほとんどだったんだらうと思いますが、当初の要望調査の段階ではその辺の条件は示さなかった、その辺の情報がよくわからなかったということだったんでしょうか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません。当初の要望調査の段階においては、そこまでの詳細の条件というものは確認できなかったというところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の条件というのは大阪府下全ての自治体でそういう条件になっているんでしょうか。自治体によって何か差があるようなこともちらっと聞いているんですけども、その辺はどうなんですか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）基本的には大阪府の条件というものが示されておりますので、我々の把握している範囲におきましては、当然この事業、国、府、市町村の一体の事業になってございますので、それら府の考えを踏襲した形で対応しているというふうに聞き及んでいるところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）自治体独自の判断で条件を緩和しているとか、そういう自治体はないんですか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）国の考え以上に規制をかけているといったところがあるというところは、今、確認はできておるところでございます。

もうちょっと説明しますと、国につきましては、もともと違法な建築物が被災して倒壊しましたと、これを再建するときに、もともとの建築物の建築基準法に照らしてどこが不適格であったのかというのを確認しまして、それとそこの改善に係る費用ともともとの建物の費用をはじき出しまして、もともとの建物の部分を今度建てる建築物が適法なものであれば対象になると、ちょっとややこしいんですけども、こういう指導でございましたので、市によりましては適法ではない建築物については一律に補助対象から外すといったような対応をとっている市もあるということは確認してございますが、本町におきましては府の考えのとおりに一応対応したといったところでございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いえば、条件には合致しないけれども、自治体独自でタマネギ小屋に対してでも補助しようという例はないんですか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）この事業につきましては、国と都道府県、市町村が応分の負担によりまし

て一体的にやっている事業ということでございますので、我々が確認している範囲におきまして、近隣においても対象外となっている方を単独で支援するということは、今現在、確認はできておられないという状況でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）今の下なんです、15ページのため池等一般事務経費のところ、説明では、ため池売却事業が未執行で、この2段、マイナスの今回補正なんですけれども、場所と、なぜ未執行なのかということの説明お願いできますか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）すみません。今言われている分ですが、場所につきましては2カ所ございます。川田平池といまして、ちょうど希望が丘からずっと若葉のほうに入る信号の入り口のところの川田の村に入るところにちょっと細長い池がございます、それが川田平池。もう一カ所が高塚池といまして、熊取町の五門にあります高塚台の中にある高塚池が、この2カ所がございます。

今、農業用施設として不要となっているため池を処分していくという方向で考えているところで、今回、30年度当初予算のほうでこれを上げさせていただきましたが、7月の豪雨、台風21号等たくさん今年度につきましては災害がございました。そちらのほうは水とみどり課のほうで対応をずっとしていつている中で、どうしてもちょっとそっちまで、そちらを優先したことによってこちらのため池のほうの測量と、あと不動産鑑定等のほうの事務のほうがどうしてもできなかったので、今回、未執行という形になりまして、今回、補正でマイナス補正させていただいているところでございます。これにつきましては、この後の予算審査の中で、また31年度のほうでは、また同じ場所になりますが、また予算のほう計上させていただいているものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）中身わかりました。どっちも小さいため池やから、今もご答弁あったように、農業用として活用できてへんから土地として売るんだと。その後は、要は宅地になるんですか。そういうふうな形の想定なんですか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）売却のときには、そこまで何にしなさいというところまでの制限というのは今のところかけるつもりはございません。だから、買われた方が土地利用どないするということまでは制限をかけておりませんので、宅地になるかどうかというのはちょっとわかりかねるところでございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）仮に、購入された方が、どういうふうに活用しようかと思うたら、それぞれ適法の申請をして許可をとらないかん物件やと思うんですけども、ため池、熊取町、この泉州地域はいっぱいありますよね。その中で、大きなところは、この間からいろんな話のあった、ため池にソーラーを浮かべてそういうふうな活用で収入源にしようという方針、あるいは、今回、今2カ所ご紹介いただいたように、そういうところは農業施設としての、あるいはまた管理もでけへんし、町としては、草刈ったり、そういう災害、そこあふれんかとか、いろんな心配があるから手放していこうかというふうなことがあるんですけども、総合的に、ため池について、今2つの例を言いましたけれども、町として、将来的に、どういうふうな形でため池の活用、収入になる面と生かしながら活用していこうというふうなお考えがトータル的にどうあるんかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今後のため池の活用ということで、今、文野委員おっしゃられたように、まず、ため池というのは、農業用水の活用という大きな意味ででき上がったものだと思います。それが、農地がなくなってきたということで、農業用水が要らないよという中でどうやっていく、

また、なかなか農業者が減っている中で、管理が大変になってきているというところがいろいろ問題視されてきているところで、1つ、まだ要らなくはないんやけれども、使っていく中で維持管理費を捻出していかなあかないよねというところで、以前からやっていますため池のそういったソーラーシステムによって使用料をいただいて、その辺の維持管理に充てていくというのが一番いいのかなというところで、ちょっとやったところもございます。

あと、そのようなもできない小さいため池については、今、処分という方向でやっていくという1つの方法がある。それにつきましても、ため池というのは小さくても多少なりの貯水機能というのは持っていますんで、その辺はむやみやたらに処分じゃなくて、そういうところで池がなくなったからって、またどこかで浸水があるということじゃ何しているこっちやわからないんで、その辺は、埋めるにしても、その辺も検討していく中でやっていきたいなというところはございます。

あと、今、その辺もひっくるめた、ため池の今後の活用の仕方というんですか、どうしていくというのは、今、その辺の計画、大きな意味で作成しているところでございます。

以上。

委員長（佐古員規君） 文野委員。

委員（文野慎治君） 大きなところと小さいところ、今ご答弁で、小さいところの活用というか存在意義はこれはもう全く同感です。昨年、ああいう雨が降り台風もすごい、これは今考えると雨量ってすごく集中豪雨でふえてきているから、安易に逆にまたそこを宅地にしようかというふうなこともお金もかかったり手間もかかったり許可とり直したりで、業者さんもなかなか手を上げるということとはなかなかないと思うんですけれども、ですから小さいところについては、先ほどの防災・減災の話ではないですけれども、ため池のそこにずっとあった存在価値というのは、農業者の方だけではなくてそういう貯水機能がある、だからそういう護岸であるとかそういうそこが崩れないようにするとか、これはやはり町の責任として、経費もかかりますけれども順次そういう点検とかそういうことは怠らないようにしてほしいなということが1つですね。

それと、大きなところについては、今回、30年、29年から、計画で幾つかの大きなところを、その管理費用ぐらいは何とか収入源を得よかというふうな形で、ソーラーの事業ということでチャレンジをされているわけなんですけれども、その問題としてもう一つやっぱり忘れていただきたいのは、大きいのがゆえにそこが、熊取町、その周りも宅地開発化されて、住環境としてそういう景観とかのどかな雰囲気とかそういったことを選んでその住宅地に住んでおられる方があるんですよね。ただ町として何とかそれを活用したいんだということで、この間、説明会とかそういうようなことでこれは本当に賢明な判断やと思うし、今回直近で中止になったようなところもあるんですけれども、業者さんの事情もあったり地元説明大変やなと思うたことがあったと思うんですけれども、その持っていく方が自治会の判断でその大きなところ、また自治会も1つ、2つ、3つまたがっているんですよね、大きな池であるがごとくね、そこでそれぞれの自治会にマルかペケかどう思うというようなことを投げかける方法というのは非常に、賛成・反対ということで自治会の役員の方にすれば、その方の性格にもよるとは思うんですけども、非常にコンセンサスを得る、その自治会の運営というのは、たまたまため池をどうしようという形で受けて話が来て賛成か反対かどう思いますか、意見ありますかという形だけではなくて、そういうことを自治会に求めるということが物すごく会長さん初め役員の方は地元難儀してはるんですよ。

ですから、おっしゃるように、事業をなかなか水利組合だけで管理もでけへんし、町としての費用もかかるし何とかということはもちろんわかるんですけども、そういう事業を提起して地元説明をすることでコンセンサスを得たから進めますよとか、我々議会のほうもそういうことについて了解与えて、事業者が決まったらまた事業者のほうで地元説明しますというふうなことで進めてしまったことについては、我々もこれは反省せないかんと思うんですけども、そういう住んではる方がその環境を選んで熊取町の地域を選んでおられる中で、住民の気持ちが賛成・反対ということで真っ二つになるような提起の仕方、事業の仕方ということについては、もう少し丁寧にソフトに時間

をかけて、そういうことが本当にふさわしいかどうかというふうなことをいい経験として生かしてほしいと思うんです。ですから、そういう考えは、この際撤退でもっとほかの形でということも1つの方法やし、まだ考えておられる利用の仕方に残っている池があるかもわからないんですけども、そういうことについても十分この間のことを経験していただいて、地元で精神的な負担を、亀裂をあえて町が話を持ってきて生むような形はぜひ避けていただきたい、今回のあちこちで地元説明会をしたその雰囲気というのは担当の方はよくわかりやと思います。

そういう意味で総論的な話になるんですけども、今後、ため池のことについては、これは、このこういう地域ですからため池がたくさんあるということは、これは昔からの気象条件に合致した、せやけど熊取町は農業する人少なくなって、利活用の利便性というのが、必要性というのがなくなってきたということも時代背景でわかるんです。ですから、そこらをぜひ町全体の、担当課だけのことでなくて、自治会のことであるとかそういう住民の方の気持ちをよくよく考えていただいて、丁寧な説明、あるいはその判断についてももう一回ゆっくり立ちどまって1回考えてみるという、今回経験にしてほしいと思うんですよ。これは最後はほとんど意見で要望ですけども、よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）11ページの寄附金のところですが、くまとりふるさと応援寄附金の部分なんですが、事前の本会議の説明で、指定のないものが上の数字、指定があるものが下の34億1,000万円ですか、そういうふうな数字であったかと思うんですが、指定のあるものの比率が非常に高いんですが、この指定があるものというのは具体的にはどういう指定なんでしょうか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）まず、指定につきましては、子育て・教育ということがまず指定になってございます。その他自由記載ということで、個別に個々寄附者の意向ということでコメントいただける欄がございまして、その額がおおよそ2億円でございまして、それ以外が子育て、32億円ぐらいでございますので、合わせて34億円が指定されている寄附という形になってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと大半、32億円ぐらいは子育て・教育ということで指定されているということなんですね。指定されているということに関しては、実際の今後のふるさと応援寄附金の使い道としては、指定に沿って使っていくということなんですか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）子育て・教育というのは、幅広くさまざまな分野に活用できると思って、便宜上、子育て・教育という形にしておりますけれども、ふるさと寄附の活用ということでこれまでご説明してきました公共施設の今後の維持・更新に係っても、当然、子育て・教育分野の施設というのはたくさんございますし、そういったあたり、確かに分野は大まかには子育て・教育としておりますが、必要な財源として十分活用してまいりたいというふうに考えております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）一応理解しておきます。また細かい点は予算委員会でいろいろとお聞きしたいと思いますが、もう一点だけ質問させていただきます。

13ページの一番上のところ、退職手当のところなんですが、退職手当の本会議での説明で、早期退職1名、自己都合退職7名というご説明であったんですが、年度によっていろいろあるかと思うんですが、自己都合退職7名というのは結構多いように思うんですが、自己都合で退職される方の年齢層がどうなのか、そしてまたどういった事情で退職されるのか、わかる範囲での説明をお願いします。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）自己都合の7人の年齢層でございますが、30代という形で具体的な年齢はちょ

っと差し控えさせていただきたいと思いますが、30代が2人、20代が5人ということでございます。その上で、理由のところでございますけれども、基本的には自己都合でございますので退職願というのが必要になります。その上で、退職願が出てまいりましたら可能な限り、私、直接ご本人さんとお話を、長時間なりご本人さんの都合に合わせてさせていただいてございまして、慰留に努めさせていただいているというところでございます。また事情もお聞きしたりとかしてございます。ただ、退職につきましては自己都合ということで、退職願には何々どうこうだからとか、そういうことは具体的には出てきませんので、私のほうは直接お聞きしているんですが、ですので、職員自身の内面のことにもなりますので、実際の理由についてもなかなか把握しづらい面もあるのも事実でございます。ただ、確認できたところの部分で申し上げますと、例えば結婚に伴って転居するとか、あとはどうしてもこういう仕事をやってみたいということですでの転職でありますとか、そういう公務員とはほかの道を選択したというものも、そういうのが大半でございます。ただ、先ほどお話しさせていただきましたように、実際の理由については、私、人事の担当ですので、正直にお答えいただいているかどうかというのもなかなか難しい面があります。ただ、精いっぱい、今後の改善も含めてお聞きはしておりますので、ただ、せっかく役場にも入庁していただいておりますので、そういうどうしても働きたいことがあると言われると、私どものほうでは、ほんじゃそのところは精いっぱい応援するしかないという形で最後は快く送っていくパターンも多いんですけども、ただ、次年度以降についてもずっと働き続けていただけるような形で精いっぱい組織全体でフォローはしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） それぞれいろんな事情があって、結婚に伴う転居であるとか、そういったのはやむを得ないと思いますし、またほかにやりたい仕事があるということも、そういうことは起こり得るでしょうけれども、職場に適應できないとか、何か職場環境の事情がその方にとって非常に何かストレスを感じていたとか、何かそういう職場環境の問題点とかそういうことはなかったんでしょうか。

委員長（佐古員規君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） こちらは私の人事担当での感想ということになってくる面も多いかと思うんですが、中には、今、委員おっしゃったように、仕事の内容が合わないとか職場の環境が合わないというふうなこともあるのではないかというふうに思われるものもあります。具体的なところ、また申し上げにくいところであるんですけども、そのようなことを、私お聞きすれば、例えば仕事の内容でありましたら人事異動という話もありますし、例えば仕事の量の話であれば調整もできると、そういうようなところは個別一件一件、全部やらせてはいただいております。ですので、そういう中でも退職ということで選ばれているところにつきましては、なかなかそれ以上というのは、人事としてはさせていただけるとは全てさせていただいているようなつもりではございます。ですので、退職したいというお話がありましたら、ああ、そうですかということで、そのままさっと処理をしているものは一件もございません。

以上でございます。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時21分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成31年3月11日（月曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪口 均	副委員 長	河合 弘樹
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	委員	江川 慶子	議長	坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画部長	南 和仁
	企画部 理事	明松 大介	企画部 理事 兼財政課 長	東野 秀毅
	総務部 長	林 利秀	住民部 長	藤原 伸彦
	住民部統括 理事	吉田 潔	住民部 理事	田中 耕二
	健康福祉部 長	小山 高宏	健康福祉部 理事	山本 浩義
	健康福祉部 理事	山本 雅隆	健康福祉部 理事 兼子育て支援 課 長	木村 直義
	都市整備部 長	泉谷 徹	会計管理者 兼会計課 長	中谷 ゆかり
	上下水道部 長	山戸 寛	上下水道部 理事	永橋 広幸
	教育次 長	貝口 良夫	教育委員会 事務局統括 理事	吉田 茂昭
	政策企画課 長	橘 和彦	人事課 長	道端 秀明
	住民課 長	山戸 由紀美	健康・いきいき 高齢課 長	石川 節子
	介護保険・ 障がい福祉課 長	野原 孝美	介護保険・障が い福祉課 参事	根来 雅美
	保育課 長	阪上 正順	保険年金課 長	野津 博美
	道路課 長	山原 栄次	上水道課 長	大西 順二
	下水道課 長	山田 卓幸		
	紹介議員	文野 慎治	鱧谷 陽子	
	請願者	大浦 正義	柳町 繁子	
事務局	議会事務局長	北川 雄彦	書記	藤原 孝二

付議審査事件

- 請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願
- 議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第10号 町道路線認定について
- 議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（阪口 均君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくをお願いいたします。

請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）くまとり社保協事務局長の大浦です。

既に皆さんは請願の趣旨と理由についてはお読みいただいているということで、それに補足的な説明として文書を提出しております。木曜日に提出しましたのでごらんになっておられる方も多いと思いますが、ごらんになっていない方もおられるということなので、簡単に説明いたします。

補足説明の一番上のページ、要旨として1、2、3、4というふうに上げています。

説明の内容ですけれども、まず、資料1、2を見ていただきましたらわかりますように、熊取町の国保世帯の実情としては、貧困層が81%、そのうち減免対象が60%、低所得者層が14%、合わせて95%ということになっております。1人世帯が48%、2人世帯が36%、非常に不安定な経済状態、生活状態ということがわかると思います。特に多子世帯の負担が非常に高いということは、資料を見ていただければわかると思います。とりわけ、均等割、世帯割というものがありまして、非常にそれが負担率を高めていると。それがなくなれば3割、4割軽減されるという状況があるということとはご存じのとおりやと思います。

3つ目としては、2013年度に比較して2016年度の差し押さえ数、差し押さえ率が非常に高くなっている。資料3をごらんいただきたいんですが、2013年度と2016年度の国保滞納世帯への差し押さえ率、件数の比較ということで載せております。大阪府全体としては、昔、2013年では1.7%であったものが6.6%にふえております。いわば収納強化、国保料が値上がりするに従って滞納世帯がふえてくると。それに対する対応として収納強化ということでいろんな対策がとられてきて、そして滞納世帯がふえると。滞納世帯がふえるので差し押さえ件数は非常に多くなっていると、そういうことです。

滞納世帯は30万7,000から22万2,000に減っているんですね、収納強化が行われて。ところが、滞納差し押さえ件数は5,342件から1万4,769件というふうに1.7から6.6%、国保加入世帯のです。それだけ多くの差し押さえがふえたということになっています。

翻って熊取町を見ますと、2013年度の滞納が683件、約1割の方が滞納していると。そのうち差し押さえは1件だけだったんです。それが2016年では、収納強化が行われて、滞納数は450件に減ったけれども差し押さえ件数が79件にふえています。ですから、もともとが少なかった、1件やっ

たやつが79件ですから、79倍にふえるという状態になっています。

ずっとほかを見ていただいたらわかりますけれども、余りふえていないところもあるんです。差し押さえというのがふえていないというのもあります。ただ、熊取町の場合は非常に大きなふえ方をしているということを理解していただければと思います。

熊取町は、ですから95%の収納率を継続的に維持しているということから差し押さえ件数もふえて、95%の収納率、談合賠償金が50%ぐらいしか回収できていない、ほとんど強制執行がやられていないということと比べても、この実態というのは大変な状態だということがわかると思います。

熊取町だけでなく、大阪国保統一は大多数の市町村の実施困難と否定的な意思表示が行われているということです。1番目には、2016年度の備蓄、熊取町の場合は備蓄を使って少し抑制したけれども、今後ふえる見込みが非常に多くなっていると。大阪府の統一に従っていけば、毎年大阪府統一では7%とか10%とか上がってきますから、熊取町も、このまま黙ってついていったら30%ぐらいの値上げは確実にとなると。今でさえ大変な状態なのに非常に苦しい。短期証とか資格証などが支給されて、正規の保険証が受けられないと。いつも、いつ納めるんやということで追及されながら国保証をいただくと。あるいは資格証ということで、一旦は100%払って、後で金を払ったら、回復したら返してもらえるとという制度になっております。

それから、大阪国保というのは全国がやっているような誤解があるんですけれども、資料4を見ていただいたらわかりますように、大阪府だけやということが非常に問題になっております。アンダーラインを引いているところにそういうところを書いております。まだそれを目指しているだけの自治体が北海道と福島県で、ほかは全然そんなことを考えていないという状態になっております。ですから、大阪府の担当者もこれからまだ考えますと。一旦決めたいけれども、それが実現できるかどうか、合理性、市町村の協力が得られて実現できるかどうか、まだこれから考えますと、考えていく課題だと思うというふうに言いわけをしております。そういう点で、大阪統一国保は孤立しているということがその次の今見た資料4、それから資料5でもわかると思います。

資料5でいいますと、熊取町は秋田市と同じ18万9,900円と、全国の市町村の中で非常に高いレベルにあるということがわかると思います。

それから最後に、この間台風がありましたけれども、台風で屋根瓦が飛ぶという方が非常に多かったんです。ところが、その出費はどうしてもせなあかんと。国保料の支払いが難しくなるという方が非常にふえているんです。ですから、そういう方に対する、これは国保の家庭だけじゃなくて、一部負担、一部損害でも国保料の免除を国保の家庭にはしてほしいと。ほかの家庭には別の形でやっていただければいいかなというふうに思っております。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（柳町繁子君） こんな場所で発言するというのはふなれで、ちょっとどきどきしています。

緑ヶ丘の柳町と申します。

働いているときは政府管掌と共済と、主人と2人で働いていましたので、健康保険に関する負担感というのは余りなかったんですけれども、リタイアして国保になって、ええこんなに高いのかというのが実感でした。

そんなに余り考えていなかったというのもあるんですけれども、これでは、私も医療機関でずっと看護師として働いてきましたので、働いている、患者がお金を心配しなくても医療を受けられるような状況というのをつくってあげたいというのを現場に長年おってつくづく感じていますので、ぜひとも熊取町では町民がそんな情けない思いをしなくて済むように、ご配慮をお願いいたします。ご苦労さまです。

委員長（阪口 均君） 以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） 紹介議員ではあるんですけれども、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

まず、2つほどあるんですけれども、1点目は、今回の負担軽減を求める請願の中に、私たち共産

党の議員団が申し上げている法定外繰り入れの取り扱いについて、いつも大事だと思っているんですが、今回社保協のほうには含まれていないのでどのようにお考えなのかなというのと、あと、熊取町から大阪府のほうに要望を職員のほうからしているという経過があるんですけども、今回の国保運協、私も傍聴してたんですけども、社保協の方も傍聴されていまして、ご感想がありましたらちょっと聞かせていただきたいなと思います。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 皆さんは国保運協協議会の資料もお持ちですか。そうしますと、18ページに今年度の予算見通し案が出ています。それを見ますと国保料が収入が11億1,800万円にふえる。5.4%、約5,700万円ふえるという計算になっているんです。ところが、国民健康保険事業納付金、熊取町が大阪府に納める納付金が14億1,980万1,000円ということになっています。これも5,700万円ほどふえることになっているんです。この間の運協の中で職員の方が、5,900万円近く繰越金、去年度の黒字が出そうやということをおっしゃっているんです。ですから、一般会計から繰り入れしなくてもこの5,700万円は融通がつかんんじゃないかというふうに思っております。

予算の支出のところ保健事業費が29年度、30年度とマイナス、マイナスで来ているんです。ところが、ことし7.8%ふえるということで、一応いろんな事業を計画されて、医療費がふえんように保健事業を強化するという目標をされていると思うんですけども、それはそれとして、全体として財政状況を見れば、無理な値上げをしなくても、大阪統一に合わせなくても、つき合わなくてもいけるんじゃないかというふうに思っております。

もう一つ、これは去年も資料で皆さんに出ささせていただきましたけれども、熊取町が大阪府に対して、これはちょっとやり過ぎ違うか、無理がありますよという意見を上げていたということをご存じだと思うんです。先ほどの運協との関係ですけども、熊取町にことし、運協と保険年金課に対して、私どもの要望書を皆さんに一遍提示してくださいと、御中ということで文書を出したんです。町長と、それから運協と両方に文書を出したんです。保険年金課の方は、町長のほうはわかったと。ところが運協のほうは、こんな事例がないのでできませんという回答だったんです。ところが、去年も要望書、前は2ページの要望書を出していたんですけど、委員長宛てやったんです。ですから、運協には住民の声が届いていないと。さまざまな情報、意見を運営協議会で出して討論するというのが運協の役割じゃないかと思うんです。

もちろん議会もそうなんですけれども、去年ここで請願したときにも資料を提供させていただいてやりました。それは我々が提供したんであって、熊取町がこうですよ、熊取町はこう考えていますよという資料は、議員の皆さんにはほとんど提供していないんです。大阪府の資料だけは出てくると。この問題について国民が一体どう思っているのか、町民が一体どういう影響を受けるのかということについて、運協がちゃんと審議していないということがやっぱり問題じゃないかと思うんです。

この間の運協のときでも、1、2質問は出ましたけれど討論にはならないんです。59万円に上げるという話、今度条例改定しますという説明をされましたけれど、それについては誰も何も言わない。これは教育委員会でもそうなんです。ことしの春、就学援助の問題を出しましたけれど、教育委員会でもほとんど議論になっていないんです。行政側が説明して、はいそうですかと終わっているんです。こういう審議会、委員会、運営委員会は、こんなのはやっぱりちょっと改革してもらわんと、情報公開しても本当、議論になっていないんです。ほとんど議論がないんです。議会では非常に真剣にさまざまな議論がなされているのに、いわば審議会とか運営委員会とかいうところがほとんど審議されていないと。特に町民はいわば議会以外知ることができないという、その辺はやっぱり改革していただきたいなと。二元代表制として議会が運協にもちゃんと物を言える、情報を全部提供せよということで話をさせていただきたいというふうに切に思っているところです。

委員長（阪口 均君） 重光委員。

委員（重光俊則君） 説明資料で、大阪府が日本で一番高くなりそうな感じがすると、国保で。ところが、

資料3の表で、これをちょっと教えていただきたいんですが、2019年大阪方式、大阪統一の、ここに大体保険料が下段に書いていますよね。その下に厚生労働省2019年度都道府県標準保険料というのを書いていますよね。これと比べると大阪府のほうが安くなっていますよね。それなのに大阪府が一番高い保険料になるということ、この辺をちょっと説明いただきたい。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 今の表と関連して、1ページ、資料2のところの下の方の欄に都道府県保険料、標準保険料というのが書いています、左側に。これは、厚生労働省が医療の現状を分析して、これぐらいの保険料があればいいなと、そうすれば国民の健康・安全は達成できるだろうという計算で出します。それを都道府県が受けて、都道府県が各市町村に市町村標準保険料というのを提示します。その提示を受けた保険料について各市町村が検討してこういう保険料にしましょうということで、2月、3月あるいはそれからもうちょっと後に決定されるわけです。そのときに、都道府県が補助金、法定外繰り入れを入れる、あるいは市町村が法定外繰り入れを入れる、それによって引き下げる、都道府県なり市町村なりがこんな高い保険料を住民にお願いできへんということで、都道府県や市町村が法定外繰り入れを入れているんです。

2、3年前のデータですけれど、3,400億円から3,600億円ぐらいの法定外繰り入れが入っています。ですから、その法定外繰り入れによって引き下げるという作用が働いているんです。ですから、そのままいったらもうめちゃめちゃな値段になるので都道府県が裁量でいろいろやっている。ですから厚生労働省も、そのことについてはやったらあかんとは言っていないんです。市町村の裁量、住民の実態に応じてやるのはやむを得ないと。住民福祉というか社会保障の一環ですから、それはやっぱり都道府県や市町村がやることについてはやむを得ないというふうに思っています。

以前に請願したときに、都道府県が1兆円出してくれたら統一できますよという話をさせてもらったことがあるんですけれど、国は3,400億円しか出してないんです。ですから、3,400億円だけでもろうたのでは保険料はどんどん上がっていくわけです。大阪府は法定外繰り入れを抑えるということでやっていますから全体として上がってくると。それが表として出ているのが、最後の資料5のところにありますけれども、一番上、自治体名と保険料と書いています。大阪統一でいったら21万円になると。去年の大阪統一で19万6,000円やと。それに近いのが、津市というところがあるんですけれども、そこが20万1,000円と。ですから、6年後に統一されてしまったら日本一高い国保料を大阪府民は払わなあかんというところでもない事態になるんです。3割上がるやろうと私は推測しています。

ですから、そういう点では、これはあかんということで大阪府に対して声を上げてほしいし、他の市町村と一緒に、これはおかしいと、大阪府だけやないかと、こんなことやっているのは。

前回のときは、滋賀県と奈良県と和歌山県と広島県が大阪方式を見習うやろうと言われていたんです。ところが、実態としてはできていないんです。それは、市町村がちゃんと声を上げて、住民が声を上げて、おかしいということとめていているんです。

ですから、この問題についてはまだ4年ありますので、熊取町から声を上げていただきたいと。大阪府に対して他の市町村とも連携しながら進めていただきたいというふうに思っています。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君） 熊取町は、30年度もですけれど、29年度の黒字分を活用して法定外繰り入れに近い繰り入れをして、低所得者の保険料は全体的に上がらないようにしましたよね。それで、31年度も黒字になるんで、その分は確保されると思われませんか。そういう意味で、熊取町自体は大阪府統一方式じゃなくて、やっぱり独自に軽減策を最大限とっているところとは言えますね。もともと国保に対する国の補助とか大阪府の繰り入れが少ないので、それが限度になっている。各自治体の財力がなければそれ以上は補助できない状況になっていますよね。

そういう意味で、熊取町自体は今の保険で精いっぱい頑張っているなという感じを私は持っているんです。その辺はいかがですか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） その辺は同感でして、町職員の考え方としては、意見を上げはったように、おかしいんやと、こんな点でおかしいこと、具体的に23項目を挙げておかしいと言うてはるんですけど、ところが実際、現実には国保を運営せなあかんという立場ですから、その中で最大限負担を抑制する方向で努力されているという点では非常に敬意を払っているところです。

ですから、ことしも予算の内容から見て抑制できると。どれだけの抑制できるか、100%値上げを中止できるかどうかは私もわかりませんが、その辺は、低所得者ほど負担がふえないように一生懸命やっていただきたいというふうに思っているところです。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） すみません、請願の趣旨の2番なんですけれども、「町民の国民負担の大きくし」というのは、これ、2つ目の「の」は「を」ですか。これでよろしいですか。町民の国民負担。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） これは、作文上の意味が十分はっきりしないということになると思うんですけど、国と市町村の意見を軽視する国保統一の中止を求めることという、これだけでいいと思います。結局、負担を大きくする大阪統一国保という趣旨のつもりで書いていますけれども、ちょっと通りにくいかないという点で、今指摘があったように、これは負担軽減しということをお願いいたします。

委員長（阪口 均君） そしたら、今ので内容は把握してください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて各委員のご意見並びにご質問を賜ります。

ご意見・ご質問はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今回の請願につきまして、請願の趣旨4項目があるわけですが、一項目ずつ意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、最初の1番目のところ、町は2019年度国保会計の黒字分等負担軽減を図ることということで書いてありますが、町としては負担軽減をやってきています。取り組んでいただいています。ですので、黒字分を使ってやっていただいているのでこれは違うかなというところと、そして、滞納者を困窮に追い込むような無理な差し押さえや医療から遠ざける保険証の不交付をやめることということですが、先ほど説明の中で資料にありました分は、2016年の差し押さえ17.6%ですので、これは町が単独でやっていたときの国保の関係ですよ。ですので、去年30年度から統一が始まったので、統一が始まってからの差し押さえとかいうのは無理な差し押さえとかいうのはやっていないし、保険証の不交付も行っていないということを担当課から聞いております。だから、もとへ戻す必要はないと思うんです。

2番目は、保険料についてなんですけれども、国民の国保料の負担を大きくし、国と市町村の意見を軽視する大阪統一国保の中止を求めること、まずは今やった都道府県、統一した分をやめなさいという趣旨になっているかと思うんですが、今、保険料統一にして負担の軽減は大きくなっていないというふうに理解しております。

先般の議会質問の中で江川委員が会派質問された中で、保険料について質問されて、そのときの答弁があったんですが、夫婦2人世帯で年金100万円所得の方が保険料はどうかということの質問の中で、大阪府内43団体内熊取町は30番目に高い。だから、高いところから比べて43団体内30番目というところで、熊取町の保険料は下から数えたほうが早いというところ、そして岸和田市以南8団体では7番目だと。一番安いのは田尻町というところで、一番高いのは岸和田市というふうに答弁が、岸和田市、具体的な名前はないんですけど、これは後で聞いたんですけどね。ということ聞いております。

です。熊取町におきまして大きな負担をかけているわけではないので、こういう請願を出されるんやったら、何で岸和田市は高いんかといったら、今までの赤字があった分、その分保険料が上乗せされて高くなっているんです。だから、岸和田市がこういう請願を出せと岸和田市に言っただけで出されるんやったらわかるかと思いますが、熊取町はこの請願には当たらないというふうに思います。

3番目の低所得者・多人数世帯の国保軽減ということですが、ある程度7割、5割、2割の軽減がされておりまして、それで所得軽減も、今回条例改正があるんですけども、条例改正の中で所得を少し上乗せされているんです。条例改正があります。国保の軽減について、7割軽減の人は33万円以下の世帯ですけど、5割軽減の方は33万円プラス被保険者の数掛ける、今まで27.5万円やったのが28万円になるんです。2割軽減の方は、33万円プラス今まで世帯の家族の50万円やったのが51万円になるんです。だから、それだけ所得制限が広がるんで軽減される方がふえるということなんです。ですので、これは大阪府の見解でこういうふうに条例改正が今回上がっておりますので、ちゃんと負担の軽減を図られているかと思えます。

4番目の地震・台風等の災害によりという部分につきまして、熊取町は今まで町単独でやっていたときも一緒ですよ。半壊や全壊につきましては減免がありました。一部損壊というのは熊取町単独のときもなかったし、統一になってないんですが、求めるんやったらこれはそうなのかもしれないですが、そこまでやっていったらどれだけ大変かなというところを感じるわけです。その中で負担の軽減として、今まで町でしたら入院されたときの減免はあったんですけども、普通の通院はなかったんです。今回は通院も減免されることになっております、都道府県化されたことによって。だから、町単独でやっていたときよりか都道府県化された時のほうがやっぱり負担の軽減がされているのではないかなというふうに考えておりますので、今回の請願については賛成できないということで意見をさせていただきます。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今、渡辺委員がそれぞれについて反対の意見を述べられましたけれども、そもそも国民健康保険料が高いというのは国民保険の構成人員が非常に貧困層、低所得者が多いという、もともとそういう状況になっている。それを国保のメンバーだけで国保料を維持するようにしようと、軽減されている層はありますけれども、それ以上に国とか府がお金を出していないというのが国保料の問題なんです。

普通の人、大体会社勤めをして、会社で会社の保険に入って、その分は会社も出してくれるし非常に安いのでいけるけれども、60歳を越えて65歳になって病気にかかりやすい、体力が落ちてから国保に入る。それを国保の運営でやれというのはおかしい話で、大体そっぴりだけいいとこ取りを会社とかがして、国は国で一生懸命働いてきた人が年をとってから国保の中で運営するというのは当たり前やと思うんです、そのメンバーで運営するのはね。それを全然改善させようとしていない考え方を持っている。もう全然今の政府自体がおかしいと思うんです。こういう国保をほっておくというのは非常におかしいと思うんです。

大阪府にしても、IRをやる、そういうものでどんどん大きい、1兆円ぐらい使おうとしているけれども、大阪府は特に国保について考えていない。大阪市と大阪府が合体したら、大阪市自身が抱えている国保の赤字を大阪府が考えないかんのですよ。今、それを考えずに大阪市が赤字を出しているやつを補填しているんですよ。その補填というのがあるから、熊取町は赤字じゃないからそういうのがなかなか来ない。だから熊取町は頑張っている。それでも、そういう状態の大阪府の国保方式に全然問題意識を持たない政党というのはおかしいと思うんですよ。日本の国の国保料を改善する、それで大阪府がこういうやり方をやっている、大阪市の国保の赤字を大阪府が補填しているようなものですよ。それを全然問題に考えない政党はおかしいと思うんです。

やっぱりそういう大阪府のやり方、大阪府の国保のやり方、もう一つは、大阪府のやり方を大阪府がちゃんとせんから町の金を使えというのは賛成できない。それは府と国に請求して、活動を起

こしてやらなあかん。国・府がちゃんとせなあかんということが本来の趣旨なんですけれども、ここに書いているのは、それぞれ例えば負担軽減を図ることと今やっていますやん。だから、それを維持してほしいという考え方で読むべきやと思うんです。今やっているからこれは請求せんでも、国保の運営協議会で考え方が変わったらこれは守られない可能性もあります。だからこういう請願が出ていると。それで、無理な差し押さえ、医療から遠ざける保険証の交付はできるだけ抑えられているけれども、それを忘れたらあかんということでこういう請願が出ている。

それから、国と市町村の意見を軽視する大阪統一国保ですけれども、各自治体でこれではあかんよという意見を出している。熊取町は特に、考えない自治体は大阪府の言われるままやっているけれど、先ほどおっしゃったように、熊取町は物すごい23項目、本当に妥当な意見を大阪府に出していると。それで大阪府がやっぱり補助の割合を変えたということも聞いていますし、熊取町は、そういう大阪統一方式でないことをやって黒字分を法定外繰り入れとして使っているということで、これは評価すべきことで、大阪統一国保の中止というのは大阪統一国保の統一方式ができ上がっているからうまくいっているんじゃないかと、大阪府統一方式は全国的に見ておかしいですよというのは考えなあかん、これは当然のことやと思います。

それから、低所得者・多人数世帯の国保料軽減のため、国と大阪府に助成拡充分、これは当然やらなあかんことで、各自治体もそれを一緒に声をそろえてやっていくということが必要で、当然やらなあかんことだと思います。

それから、一番下の国と府の助成を得て町独自の減免制度を設けることということで、国保料の納付が困難になった世帯にはこういうのが拡充されてきているよというのは、先ほど意見がありましたけれども、当然こういうのはやってよというのは当たり前のことを書いてあることで、この請願は、熊取町としてこれを認めて、やっぱり議員としてこういう国保料を今以上に負担が大きくならないような活動をしていかなあかんと思います。

そういう意味で、この請願に対しては賛成いたします。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見・質問を終わります。

（「これ採決ですか、終わったら」の声あり）

委員長（阪口 均君）終わったら採決。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）毎回請願を出していただいてありがとうございます。僕自身も非常に当事者意識を持ってしっかりと取り組めるような形で今までもやってきたんですけれども、請願自体は賛成しかねるなというところがどうしてもあります。今、渡辺委員も重光委員も意見をおっしゃられたそのとおりだと思うんですけれども、やっぱり町としても、30年度分は非常に黒字分を使って住民の皆さんの負担を少しでも減らそうというところで非常に努力されているというところと、31年度についても、まだ見えていないところが十分にあるんですけれども、引き続き黒字分を使って住民の負担をちょっとでも減らしていきたいというようなところで、黒字分を使っていくというところも方針としては出ているというところで、やはりいろいろと努力してはいるんですけれども、それ以上に医療費がどんどん上がってきているということに対して、国と府がそれを制度としてきちり手当てしていないというところが大きな問題だと思うんです。なので、そういったところでこういった請願を出していただいて、我々議員が国や府に対してこういった形で上げていくというのはとても重要なことだとは思っています。

ただ、熊取町としてこれを大阪府等について請願を上げていくというところが、全部が全部ちょっと賛成できない部分が出てくるので、この内容で請願を上げるというところについては、ちょっと今回の分については賛成しかねるというところでご理解いただきたいと思います。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）いろいろな請願の趣旨で4つほど挙げていただいております。先ほどから出ており

ますけれども、熊取町も負担軽減を図っていないのかというようなことではないというふうなことも、大浦さん等もご理解をされているんだろうなというふうに思っております。熊取町として、統一まで6年間ありますから、激変緩和という中ではこういった負担軽減を図っているというのが30年度の実情であろうなというふうに思っております。

あと、無理な差し押さえであるとか医療から遠ざける保険証の不交付というふうなことも、いきなり差し押さえ、保険証の不交付というふうなことではなくて、段階的にというふうなことも実は聞いてございます。これが熊取町の現状であるというふうなことも聞いておりますので、この辺が少し、考え方としたらそういうふうな考え方になるんでしょうけれども、熊取町としては現状ちょっと違うんじゃないのというふうなことを思っております。

それから、2つ目、国と市町村の意見を軽視するというふうな形で、先ほど重光委員等も大浦さん等も、今まで大阪府統一というふうな形で広島県等もやっていこうというふうな考えの中で、住民の意見があつてそれに至っていないというふうなことになっておりますけれども、いろいろと変えるものがあれば変えていけばいいのかなというふうに思ったりはしております。

それから、3番目の低所得者であります。これ、国保というのはどうしても会社をやめてから入るというふうな形になっておりますので、会社をやめられて国保になって毎年毎年の保険料がこれだけかかるんかというふうなこともおっしゃっておられました。私自身も国保険者でありますから、4人家族で年間80万円ぐらい払ってございます。そしたら、それが病院によくかかっているのかというたら、去年の暮れぐらいのインフルエンザが物すごくふえたときには子ども等行っておりましたけれども、そんなに行っていないような状況があります。それでも助け合いの精神にのっとりというふうな形で、高いというふうな認識はしておりますけれども、助け合いだというふうな形でやっているというふうなこともわかってほしいなというふうなこともございます。

あと、7割、5割、2割の減免ももう既に実施をされておりますので、そういったことも熊取町としてはやっておるなというふうなことで認識をしてございます。

あと、台風、地震のことです。先ほど渡辺委員のほうから話もありましたけれども、一部負担金というふうな形で、入院がずっとそういった形でとられておりました。通院のほうも拡充されておる。これが大阪統一の中ではメリットなのかなというふうな思いもありますし、去年の12月ですか、2億7,000万円というふうな金額もあつて、大阪統一、都道府県化になっているので大阪府が払ったというふうな形になっておりますけれども、これが以前と同じような形であれば1億3,500万円ぐらい、半分ぐらいがまた翌年というふうな形になっておりますから、デメリットだけではないのかな、メリットの面もあるのかなというふうな思いは持っております。

今回、熊取町の議会の我々に出していただきましたから、熊取町の考えとの話、熊取町の現状とのおっしゃっている請願との違いというふうなこともあるのかなと思います。現実、今大阪府がされておりますから、大阪府のほうにもこういった請願を出されてもいいのかなというふうな思いを持ちます。熊取町の現状は、やるべきことはしっかりやっているのかなというふうに思ったりしておりますので、今回の請願はなかなか賛同できないなというふうな思いを持っております。

以上です。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見・質問を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

(起立 2名)

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、請願第1号の審議を終了します。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いいたします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

(「10時45分」から「10時55分」まで休憩)

委員長(阪口 均君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。

本日、3月11日ということで、朝からニュース等で8年前の東日本大震災のことの放送が多くあったと思います。1万5,000を超える人々が亡くなったあの震災、そういう方々を悼むとともに、今なおまだ復興途中である東日本、福島県地区の皆様が一日も早く平穏な生活に戻れることを祈念しまして、お祈りいたしたいと思います。

それでは、議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長(阪口 均君) 以上で補足説明を終わります。

委員長(阪口 均君) 初めに、議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 条例改正の中でややこしいのでちょっと整理をして説明していただきたいなというふうに思っているんですが、今回、自動交付機を使えなくなる廃止というところになってくるわけなんですけれども、住民カードを使っての交付は窓口ではできるというところ、日にちで割っているのかなというところがあってわかりにくいんですが、今月の3月30日までは住民カード、交付機は使えるということですよ。交付機を使ってできると。3月31日から4月15日までは、もう交付機じゃなくて、役場窓口で住民カードを使って印鑑証明と住民票等は交付してもらえると。そして、4月16日からはマイナンバーカードをコンビニで使えると、住民票と印鑑証明をいただくことができるということと、また、5月1日からは住民カードじゃなくてマイナンバーカードを使って窓口でもいただけるのかというところなんですか、その辺の整理がちょっとわからなくて、日付的に。それが正しいのであるならば、もっとわかりやすいように住民にそういったことを説明するのはどう考えているのかというところを教えてください。

委員長(阪口 均君) 山戸住民課長。

住民課長(山戸由紀美君) それでは、ご質問を整理させていただきます。

まず、自動交付機の廃止につきましては、今回この条例案で提案させていただいておりますとお

り、4月30日をもって廃止となります。これにつきましては5月1日、天皇退位に伴って新しく元号が変更になります。これに合わせて自動交付機の修正も、今後続けて利用するのであれば改修が必要になる。改修費について300万円を超える費用が必要になるということで、それについては今後、使用できる期間における費用対効果評価が低いため4月末をもって廃止する。当初は3月末で廃止するという予定だったんですが、29年11月の議員全員協議会でもお話しさせていただき、コンビニ交付が開始されても使用に耐え得る期間については並行して自動交付機のほうは使用していきたいというふうにお話しさせていただいていたんですが、これについては費用が発生するというので、4月末をもって利用は停止になります。ですので、住民カードで自動交付機による証明書の交付についてはもうここで終了するという事です。

マイナンバーカードによる窓口の交付なんですけれども、これについては、昨年9月、同条例の改正案を提出させていただいたときには、本町ではマイナンバーカードによる証明書の交付はコンビニにおいてのみということで規定させていただいたんですが、重光委員のほうからもご照会というか質問があり、利用できるようにできないのかというような質問もいただいております。その後、府内においてどのような対応をしているのかというのを42団体全てに照会をかけさせていただきました。

担当課としましては、マイナンバーカードの利用領域を使って印鑑登録カードと同じような内容で使えないかというようなこと、使うしか証明書の交付はできない。この場合には費用が発生するというので、これについては考えていないということで、マイナンバーカードによる窓口での印鑑証明書の交付は当初考えていなかったんですが、その後の調査において、府内で6団体の自治体がマイナンバーカードによって証明書の交付をしている。ただ、これについては、当初我々のほうで考えていたカードの中の領域を使って既存のシステムを改修する方法でされている団体もありますが、マイナンバーカードがコンビニで使えるカードであることを確認すればオペレーションで証明書を交付するという団体が2、3団体ありましたので、そういった例を参考にさせていただきながら、今回、マイナンバーカードでも窓口で利用いただけるように、そのような対応をさせていただきたいということで、今回条例を提案させていただいております。

ですので、自動交付機での証明書の交付は4月30日をもって終了です。4月16日からはコンビニで各種証明書が可能となります。この日から、利用者用電子証明が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方につきましては、窓口においてこのカードを提示してもらって、利用者用電子証明が有効に稼働するものであれば証明書を窓口で交付させていただきたい、こういったことを今回改正させていただくものです。

以上です。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、駅前の自動交付機は3月30日までというところだったんですか。

委員長（阪口 均君） 山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君） 駅前についてはもう自動交付機というのは設置しておりませんので、駅前で職員による証明書の交付というのは3月30日正午をもってサービスが終了する。これについては、行革の観点からコンビニ交付と並行で施設を維持していくというのはよくないというような、そういった観点からこの3月末をもってサービスコーナーでの証明書の交付というのは終了するものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

そしたら、今回の主な改正は、自動交付機が4月30日までは使えるけれど、それ以降は使えない。でも、5月1日からはマイナンバーカードと住民カード、どちらでも使って証明書を取得すること

ができるということですね、5月1日からはね。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）5月1日を待たずに、4月16日のコンビニ交付が開始すると同時に、窓口マイナンバーカードを持ってきていただいても印鑑証明は利用できるということになります。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）条例の施行に、第2条の規定は5月1日から施行すると書いてあるんですけど、それとまた違うんですか。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）第2条につきましては自動交付機の廃止日を規定しているものです。ですので、5月1日からはもう自動交付機は使えないよということの規定をさせていただいているものでございます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。じゃ4月16日からはコンビニでも、また役場窓口でもマイナンバーカードを使って証明書を取得できるということですね。

また、それをわかりやすいふうに住民に広報はどのように考えておられますか、4月16日を。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）それにつきましては4月号広報で皆さんに周知させていただく、そのような予定をしております。また、自動交付機周辺にはそういった内容のアナウンスをさせていただきたいと思っております。また、各施設、駅下にぎわい館はこの3月30日をもって終了するんですが、そちらのほうでも周知は図っていきたいと考えております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）別にこういったチラシ、前回みたいなこんなものはつくらないということですね、広報として。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）そちらについては、11月号広報で全戸配布させていただいているんですけども、若干3月末をもってカードを使えなくなるよというような、そういった内容になっていますので、それについては各施設のほうでポスターで掲示していきたいと考えております。

4月号広報で4月16日からマイナンバーカードによる窓口での交付ということも案内はさせていただきますし、5月号広報になるんですけども、こちらは保存版として、今後コンビニ交付でこのような証明がとれます、このような操作で簡単に各種証明がとれますよ、また、コンビニ交付の場合は全ての証明において窓口よりも100円手数料が減額される、そういった内容の全戸配布のチラシ、それを予定しております。

委員長（阪口 均君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）1点だけ細かな補足です。課長が申し上げているとおり、周知については4月号広報と5月号広報でやらせていただきます。現時点で自動交付機のところにポスター等を張らせていただいて、なくなりますよという旨の周知をさせていただく。これはカウンターでもさせていただいていると。

あともう一点、住民課の窓口をご利用なさる全ての住民にチラシは配付させていただいていると。いろんなことを使って周知させていただきたいなというふうに思っております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。便利になるかと思えますので、4月16日からマイナンバーカードを使って住民票等を取得できるというところをまたしっかりとPRしていただけたらと思います。

もう一点ですが、今自動交付機が置いてある場所はどうされるのでしょうか。

委員長（阪口 均君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）現在の自動交付機の設置場所なんですけれども、今年の5月から、権限移譲

を受けてパスポートの発給事務というのが昨年の10月から始まっております。それを見据えて、現在の北館のほう、授乳室のちょうど横ぐらになるんですけども、そこに自動証明写真機を設置しております。これについて、自動交付機撤去後は証明写真機を5月の中旬ぐらから連休明けにはこっちのほうへ移行させたいというふうに考えております。

当初の予定から、自動交付機の廃止後につきましては証明写真機をできるだけ皆さんの目にとまりやすい、そういった場所に持っていきたいというふうな計画で進めてきております。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これ、8ページに3つの項目について、廃棄物処理の減量化と水道事業の布設と放課後児童の健全教育とありますよね。それに関する施設の資格者のことが書いてあると思うんですけど、これ以外の施設についてはどうなっているのでしょうか。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）今回は、学校教育法の一部を改正する法律、それから技術士法施行規則の改正に伴う条例の改正でございまして、これに伴う技術者というのはほかにはございません。この3つの条例の分だけでございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）こういう施設を担当する人は放課後児童健全育成事業ですが、学校教育での施設とは別にこういう縛りが無いということなんですか。こういう資格者を加える必要はないと。だから、放課後児童健全育成事業の設備運営、それだけにこの資格者があって、今ある一般的な教育、だから保育事業だとかそういうところの施設に関しては、こういう資格者を加えなくてもええということなんですか。あるいはもう既にそういう資格者がかわるようになっているのか。あるいは学校教育法の一部改正に関係しないのか、この辺は、学校教育関係の設備で廃棄物と水道事業と放課後児童はここにあるけれど、それ以外の施設というのはいっぱいあるけれど、それに対してはどうなるんですか。

委員長（阪口 均君）答弁を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今回の今、重光委員がおっしゃっていただきました放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準、こちらのほうで、この内容といいますのは学校教育法の先ほどの一部改正ということで、ここにありますのは、まず先ほど重光委員もおっしゃっていただきました健康福祉部の部分につきましては学童保育の資格というところでございまして、そこが専門職大学、専門職短期大学という学校教育法の一部改正で新設されたというところで、そこで前期課程を修了した方については短期大学の卒業者に相当する学位が授与されるというところから、放課後児童指導員の基礎資格の規定が改正されて放課後児童支援員としての資格が得られるというところで

改正になったというのが、今回の放課後児童健全育成事業での改正内容は以上でございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）わからないのでちょっと教えてほしいんですけども、専門職大学という言葉というのを初めて聞いたわけなんです。これは学校教育法の一部を改正する法律によってできて、近隣であるのか、それとどういう経過でできたのか、ご存じでしたら教えていただきたいんです。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）専門職大学とは、特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識、理論、そして実践的なスキルの両方を身につけることができる大学というものでございまして、教育課程、カリキュラムは産業界や地域社会と大学が連携して編成し、講義だけではなく、学内、学外での実習が豊富に組まれた大学でございます。そして、卒業後は即戦力の専門職として現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待される、そういう学生を生み出す学校でございまして、平成31年4月から開学する学校は全国で今2つを把握しております。

大学といたしましては、高知県のほうでリハビリテーションの専門職大学、それから国際ファッション専門職大学というのが東京のほう、関連学校ということで名古屋市と大阪市のほうにできるということ把握しております。それから、大学ではないんですけども、専門職の短期大学というのも動物看護専門職短期大学、こういうのが平成31年4月から開学するというふうに情報はつかんでおります。したがって、この大学ですと今回提案している条例の対象にはならない大学ではございますが、大学といたしましては2校開学されるということでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。これから開学するところが出てくると。今あるところがそのような名称に変わるというわけではないということで理解しました。

それと、今ある条例の中で短期大学というところの条例の中にこのような、同法に基づく専門職大学の前期課程を含むという言葉添えるということの改正だということによろしいですね。はい、わかりました。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）この法律条例は、27万5,000円とそれぞれ50万円を何とか被保険者の数という文章で書いてあるものに改定することですよ。これの具体的な、後ろのほうに書いているものと27万5,000円と50万円の関係、それを教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）こちらなんですけれども、国民健康保険法施行令で金額が定められておまして、今回改正でそちらの金額、要は軽減の額が拡充されたということで、「27万5,000円」が「28万円」に、「50万円」が「51万円」に改正されているんですけども、枠の拡充ということで

毎年ここ数年は拡充されておりまして、広がる話ですので、もう今回、文言に改正させていただいて、国のほうで改正なされた分そのまま同じように拡充できるように文言に変えさせていただいているものですので、施行令のほうでは金額が表記されているものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）施行令のほうでの金額というのは後ろに書いてある文言と同じ定義ということですか。だけど、今回はその額が上がったからプラスになったということ、それを文章で書いたという理解でいいですか。はい。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の中で、所得制限ですか、それの中の前年の所得6月を9月に変更ということなんですけれども、これは児童扶養手当が年3回から6回になるための改正だと思うんです。その関連と6月を9月という関連性がよくわからないんですけれども、教えてください。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、江川委員おっしゃっていただきましたとおり、ひとり親家庭医療費助成につきましては児童扶養手当でも所得制限が設けられておりまして、そちらを準用しているものでございます。今おっしゃっていただきましたとおり、今まで児童扶養手当は年3回の支給だったんですけれども、実態に合わせて6回に改正されるということで、事務的に6回にすることで、所得を見に行くタイミングといいますのがどうしても3カ月後ろ倒ししないと間に合わないということで今回、法が改正されて、それにあわせてひとり親家庭医療費助成も3カ月後ろ倒しで、前年所得を見るか前々年度所得を見るかということになりますので、その改正をさせていただいているものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）所得を見るのが何で今のままであったらあかんのですか。何で6月を9月にしないといけないんですか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）所得が決まりますのは6月になってまいりまして、6月に決まった所得をもって児童扶養手当を支給するかしないかということを判断されるんですけれども、今まででしたら、これは新たに申請された方の分になってくるんですけれども、次に12月に支給される方に対し

での判定というのがこれまで6月の時点で行われていたんです。今まで、それは年に3回支給するというのでそういうタイミングであったんですけども、それが今回、年に6回、2カ月に1回支給されるということで、事務処理が間に合わない。そういうところを考慮されて、3カ月後ろ倒しすると間に合うようになってきますので、その関係で3カ月後ろ倒しされているというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）事務処理が間に合わない。1月から6月の所得でいいんじゃないですか。その値を使うと不正確やからということですか。3カ月分を1月から9月分の所得を使うわけでしょう。1月から6月分を使うほうが簡単じゃないですか。9月まで延ばした所得を使うと、その分だけ事務処理としてはふえるわけでしょう。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）所得につきましては税のほうで申告されます所得になりますので、平成29年所得、平成30年所得ということで、何カ月後の所得というわけではなくて、見に行けるタイミングがどうしても間に合わない。これは、もう国のほうでそういうふうな形で改正されているものをそのまま準用させていただいているんですけども、どうしても、前倒しといいますか、支給する時点の2カ月、3カ月前には事務処理にかからないといけませんので、そのタイミングでどうしても今回、3回を6回に支給回数を改定するというので、ずれてきてしまうというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第10号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）資料7-2なんですけれども、ちょっとわからなくて教えてほしいんです。833と836の間というのは地図上で見ると何か道があるように思うんですけれども、これは道も認定されていたものなのか、その辺のことを教えてください。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）833と836というのは認定と廃止の部分になるんですけれども、一応今回は833と836というのを一旦廃止させていただいて、延長が伸びたものですから新たに認定するというので、地図上ではこの表記になっておりますが、当然の間はもう道路でつながっております。以上です。

（「認定されているということですか」の声あり）

道路課長（山原栄次君）させていただきます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。現場を見に行っておかなと思いながら行けてなかったものやから、ここは833の道と836のスタートのところの間がちょっとあいていたんで、ここはどうなっているのかなと確認させていただきました。

今回の町道路線認定なんですけれども、ミニ開発によってどんどんと町道がふえてくるわけなんです。抜けてくると五門の松源あたりがまた混むのかなとちょっと危惧したりするんですけれども、交通安全対策、このようにふえてくることに対してどのように考えているのか、教えてください。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）まず、住宅開発については、まちづくり計画課のほうで申請いただいて都市計画法の許可というのをいただいておりますので、その際に、道路だけではなくて全庁関係部署に書類が回って審査するようなことになってございます。

交通安全については、特に警察のほうとの協議というのも開発業者には指導させていただいておりますので、一応そのあたりは、例えば交差点での標示であったりとか、あとよくあるカーブミラーであったりとかというのはその際に確認させていただいて、開発時点で指導して設置いただいているということになってございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。今まで出てこないところにまた道ができるのかということになると、やはりいろんな交通事故だとかそういうことが発生する可能性もありますので、その辺十分に配慮をよろしく願いいたします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これは、保険料の収入がふえたということで、その分繰入金を減らしているわけですね。それとは関係ないんですか、無関係なんですか。だから、保険料がふえた理由と繰入金を下

げた理由、それを教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）まず、今回補正させていただいている第一の理由なんですけれども、こちらは基盤安定のほうで確定したということで、その額を補正させていただいているのがまず第一に来ております。それが基盤安定をマイナスさせていただいているんですけれども、それに伴いまして、国保特会全体を見ましたときに数字がどこが変わってきているのかということで、今回保険料を補正させていただいているんです。当初予算では、大阪府が示します収納率の93.11%というので計上させていただいていたんですけれども、実態、この時期にまいりまして保険料収納率見込みを立てたときに、およそ95%程度収入が見込まれておりますので、それで見ますと約10億円の保険料の収入が見込まれますので、そういった形で保険料はプラスとなっております。

実態の基盤安定のほうにつきましては、これは10月の時点で国のほうからお金をもらって府のほうからもお金もらうんですけれども、その確定した額に合わせさせていただいてマイナスの補正をさせていただいているというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。だけど保険料のほう93%という設定という、だから通常的には95%ぐらい入るものを93%にしていますよね。熊取町の予算だったら95%で予算を立てていてもいいのかなと思われるんですが、毎年低目にしておくということになるんですか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）こちらの30年度からの予算の編成につきましては、大阪府に事業費納付金というのを納付することになりまして、その金額につきましては大阪府から示されております。それに基づいた保険料、熊取町でしたら幾らというふうに定められているんですけれども、それに基づく収納率というのが30年度については93.11%ということで示されておりますので、その金額イコール歳入のほうで上げさせていただいております。見込みとしては、大阪府の示している額で今後もさせていただくというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）7ページの保険料ですけれども、特別徴収保険料が増加して普通徴収保険料が下がっていますよね。それぞれの理由を教えてください。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）こちらにつきましては、特別徴収ということで年金から保険料を天引きさせていただいている分と、あとそれ以外の口座振替でお願いしている分と納付書で納めていただい

ている分と、この2点が普通徴収となっております、もともと特別徴収のほうが全体の48%、普通徴収のほうが残りの52%で当初予算を計上させていただいていたんですけども、その比重が少し変わってまいりまして、ほぼ50%・50%になっておりまして、最終的に予算と実態と合わせていきますとプラスとマイナスになったというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これも7ページです。保険者機能強化推進交付金が上がった理由とそれをどう使ったかということと、一番下の介護給付費準備基金繰入金がこれだけ下がったということで、基金がどうなったのか、それを教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）こちらの保険者機能強化推進交付金の交付の目的は、国が、市町村が行う自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進を評価して交付される交付金です。

こちらの交付金の使い道なんですけれども、この交付金は介護保険の特別会計に充当を行いまして、こちらの使い道は主に地域支援事業の推進を図る費用に充てられております。今回の平成30年度の交付金につきましては、これまで行ってきた熊取町が自立支援・重度化防止に向けた取り組みの評価をしていただいた交付金ですので、こちらの交付金につきましては、現在の予定では今もう予算案は組んでおりまして、その予算で賄えると考えております。もし30年の決算で不足が生じた場合はこの交付金を充当させていただく予定にしておりますが、今のところでは基金のほうにそのまま積み立てを行っていきたいと考えております。

こちらの重光委員がおっしゃられた基金の残高につきましては、現時点では平成29年度の決算における繰越金といいますか、黒字を積み立てた金額で、今まだ決算を行っておりませんので、その時点と何ら変わりはありません。こちらの交付金は、30年度の決算のときにはそのまま積み立てを行いたいと考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。そういう意味で自立支援等の強化の活動が認められたということですね。この額だったら国の中で上位のほうですか。上、中、下のどれぐらいの評価を受けているのでしょうか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）国全体の部分はまだ把握していないんですけども、大阪府内でいいますと6番目に高い評価の点数をいただいております。ちなみに大阪府の平均の点数ですけれども505.37に対し、熊取町は552点できているということで、評価で上げさせていただいて

おります。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これは債務負担行為の補正というのでちょっとわからないんですが、指定管理の委託の限度額が少し変わったということと……。すみません、債務負担行為の補正の変更の内容について教えてください、もう一回。

委員長（阪口 均君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）債務負担行為につきましては、昨年度の予算のときに3年間といいますか、ことし、来年度の債務負担行為というのを設定させていただいたわけですが、この間、消費税が8%から10%に引き上げられるという見込みが出てきましたので今回補正をさせていただくものでございます。

年間の額でいきますと、委託料は年間310万円でございます。それを12カ月で割りますと一月25万8,333円、こういった端数になるわけなんですけれども、これに2%分となりますと4,784円、これを、消費税が上がることしの10月から次の年の3月まで18カ月でございますので、18カ月を掛けますと8万6,112円になります。したがって、8万7,000円の増額をさせていただくものでございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）5ページの現金預金の補正と利益剰余金合計の補正、これの内容、理由を教えてください。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）今回の補正の中で、資産の部のほうで1,839万2,000円になってございますのと、右側の負債の部で26万5,000円と136万2,000円、1,676万5,000円と分かれておることについてだと思えますけれども、基本的には、現金のほうの1,839万2,000円につきましては、当該年度未処分剰余金の額というのが現金で、162万7,000円についてはその分の消費税ということで分けさせてもらった形になっているので、そういう表記になってございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それを分けたんじゃないやなくてもっと単純にわからないのが、現金預金を補正しているのはなぜですかという。

委員長（阪口 均君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）貸借対照表の流動資産の現金預金1,839万2,000円、これは単純に2ページの収益的収入の1,392万円、これは現金が利益からの返納金がふえているという形になります。それと、右の負債・資本の引当後26万5,000円、こちらは引当金の26万5,000円ということになります。その下の未払いの136万2千円につきましては、返納金1,839万2,000円の消費税が分割になりますので、これの分の次年度の未払いという形になります。ただ、その下の合計が1,800万円ふえるのが、資産がふえて負債が減ります。その差額が1,676万5,000円という形になるものでございますので、今回の補正に伴う全て関連づけたものでございます。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時50分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均